

# 金属労協

## 「地方における産業政策課題2024」

2024年3月策定

全日本金属産業労働組合協議会  
(金属労協／JCM)



# 地方における産業政策課題2024

## 目 次

はじめに	1
I. 具体的な取り組み項目・背景説明	2
1. 自治体・地方議員などへの要請項目	2
2. 労働組合としての活動	32
II. 地方政策実現に向けた取り組みの進め方	44
1. 自治体・地方議員などへの要請項目	2
(1) ものづくりを中心とした地域経済発展の基盤づくり	2
①中小企業振興基本条例の制定・改訂	2
②奨学金返還支援制度などの拡充	4
③自治体DXの推進(新規)	6
④価格転嫁の円滑化に向けた政労使等での連携協定の締結(補強)	10
⑤商工会議所や商工会を通じた適正取引ルールの周知徹底(補強)	11
⑥公契約における下請法、下請ガイドライン、 自主行動計画などに準拠・遵守した適正取引(補強)	12
⑦産学官等の連携による人材の確保・育成(補強)	14
(2) 地域におけるものづくり産業の具体的強化策	18
①カイゼンインストラクター養成スクールの開設	18
②ものづくりマイスターの活用拡大	21
③中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援	22
④産業雇用安定センターとの関係強化	24
⑤海外事業展開を図る地元企業に対する中核的労働基準の周知徹底	25
⑥「脱炭素先行地域」選定に向けた政策パッケージの 整備と産業界との連携強化	27
(3) 工業高校をはじめとする専門高校教育の強化	28
①産業教育設備予算の確保	28
②専攻科の拡充	30
2. 労働組合としての活動	32
(1) ものづくりを中心とした地域経済発展の基盤づくり	32
①奨学金返還支援制度などの拡充に向けた企業などへの働きかけ	32
②公正取引委員会地方事務所との意見交換	33
③災害対応における生活再建最優先の徹底、 および地方自治体と協力した住民支援	34

(2) 地域におけるものづくり産業の具体的強化策	36
①ものづくり教室の開催	36
(3) 工業高校をはじめとする専門高校教育の強化	38
①工業高校の見学	38
②教育委員会の工業部会、工業高校の進路指導の先生、 生徒会代表者などとの意見交換の実施（補強）	39
(4) 特定最低賃金の取り組み強化	40
①組織内における特定最低賃金の意義・役割・重要性の共有化および、 知事・都道府県議会議員など組織外への働きかけの強化	40
(5) 外国人材の人権の確保、適正な賃金・労働諸条件の確保	42
①外国人材の生命の安全と人権の保障、適正な賃金・労働諸条件と 良好な職場環境・生活環境の確保に向けた労働組合としての働きかけ	42

## <は じ め に>

金属産業では、人材の確保・育成、DXやGXなど大変革への対応、適正取引の推進などの取り組みにより、産業の成長力を高め、競争力を強化していくとともに、産業構造の転換に際しては、「公正な移行」を果たしていくことが必要となっています。

人材の確保・育成については、高卒就職者の減少、工業高校への入学希望者の減少などにより、とりわけ技能系人材が不足しており、バリューチェーン存続にもかかわる課題となっています。一部地域では、経済安全保障法に基づく「特定重要物資」について、人材確保・育成の観点から、産学官連携のもとでコンソーシアムが設立されています。こうした取り組みを拡大し、サプライチェーンの強靱化を図る必要があります。

DXやGXなど大変革への対応については、自治体DX、脱炭素先行地域など、国の方針に基づき地方での取り組みも進んできていますが、都道府県や市区町村ごとに差が出てきており、住民、企業に身近な行政を担う自治体の取り組みの重要性が高まっています。

適正取引については、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が策定されるなど持続的な賃上げを実現する環境整備の取り組みとして重要性が高まっています。一部自治体では政労使で連携協定が締結されており、こうした取り組みを全国に広げることが重要です。

こうした状況の中、わが国金属産業が競争力を高めていくためには、「強固な現場」を構築することが不可欠ですが、企業が「強固な現場」を構築していくためには、立地自治体、周辺自治体が企業にとって魅力ある「強固な地方」であることがきわめて重要です。

金属労協は従来から、

\*民間産業に働く者の観点

\*グローバル産業であり、かつわが国の基幹産業であるものづくり産業に働く者の観点

\*なかでも、その中心たる金属産業に働く者の観点

に立って産業政策課題の解決に取り組んできました。地域においては、それぞれの事情を反映した産別としての活動がまず第一に重要ですが、それとともに、金属労協の掲げる産業政策課題に関しても、金属労協の地方ブロックと、地方連合会金属部門連絡会など金属産業の都道府県別組織とが連携を図り、地方連合会を通じてその実現を図るべく、活動を展開していくことが、大きな意義を持っています。地域によっては、ともすれば労働組合からの産業政策分野の政策・制度要求が手薄になる場合もあり、「民間・ものづくり・金属」の観点に立った政策提案を強化していくことが重要です。

各地域で政策議論を進めるにあたり、この「地方における産業政策課題2024」に盛り込まれた項目に関して地方連合会事務局とともに検討を行うなど、実現に向けた活動を積極的に展開していくこととします。

なお、これまでも多くの都道府県別組織において、地方政策および最低賃金に関する学習会が開催されてきましたが、さらに多くの都道府県で開催いただくよう、改めてお願いいたします。

# I. 具体的な取り組み項目・背景説明

## 1. 自治体・地方議員などへの要請項目

### (1) ものづくりを中心とした地域経済発展の基盤づくり

#### <自治体・地方議員への要請項目>

##### ① 中小企業振興基本条例の制定・改訂

中小企業振興基本条例を制定・改訂し、

- ・「ものづくり産業」あるいは「製造業」
- ・「良質な雇用」あるいは「ディーセント・ワーク」(注)
- ・「賃金・労働諸条件の向上」
- ・「労働組合の参画」

といったキーワードが記載されるようにすること。

(注)ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)：

権利、社会保障、社会対話が確保されていて、自由と平等が保障され、働く人々の生活が安定する、すなわち、人間としての尊厳を保てる生産的な仕事のこと。

#### ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 背景説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

中小企業振興基本条例は、中小企業が地域経済において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の健全な発展により、地域経済の活性化を図ることを目的として、自治体が中小企業の振興に関する基本方針や施策の大綱を定めるとともに、自治体の責務、中小企業者の努力、住民の理解と協力などに関して記載した条例です。中小企業家同友会全国協議会のまとめによると、2023年12月時点で、都道府県では47すべての都道府県で締結されている一方、市区町村の締結数は718となっており、半分以上の市町村区で締結されていません。また、島根県の市町村はすべて制定されている一方、奈良県、三重県、宮崎県、高知県などは締結が進んでおらず、取り組みに地域差も出ています。

地域経済活性化のカギは、やはりものづくり産業にあります。中小企業振興基本条例が、地元ものづくり中小企業の競争力強化に寄与するものとなるよう、労働組合として働きかけを強化していく必要があります。なお、過度な地元産品購入運動により、消費者利益や企業競争力、自治体財政に悪影響を与えることにならないよう、十分に注意する必要があります。

資料1 中小企業振興基本条例制定の地方自治体数（2023年12月）

都道府県	総数			締結率	都道府県	総数			締結率	都道府県	総数			締結率
	都道府県	市区町村				都道府県	市区町村				都道府県	市区町村		
全国計	765	47	718	41.6	富山	8	1	7	46.7	島根	20	1	19	100.0
北海道	72	1	71	57.1	石川	17	1	16	84.2	岡山	10	1	9	33.3
青森	6	1	5	50.0	福井	4	1	3	17.6	広島	9	1	8	34.8
岩手	18	1	17	42.9	山梨	23	1	22	81.5	山口	8	1	7	36.8
宮城	23	1	22	85.7	長野	10	1	9	11.7	徳島	10	1	9	37.5
秋田	8	1	7	38.5	岐阜	26	1	25	59.5	香川	13	1	12	70.6
山形	23	1	22	53.8	静岡	25	1	24	68.6	愛媛	13	1	12	60.0
福島	32	1	31	61.5	愛三	25	1	24	44.4	高知	4	1	3	8.8
茨城	9	1	8	25.0	滋賀	2	1	1	3.4	福岡	13	1	12	20.0
栃木	25	1	24	92.9	京都	13	1	12	63.2	佐賀	7	1	6	30.0
群馬	27	1	26	58.3	大阪	5	1	4	15.4	長崎	9	1	8	38.1
埼玉	23	1	22	45.0	兵庫	21	1	20	46.5	熊本	16	1	15	33.3
千葉	17	1	16	35.1	奈良	24	1	23	56.1	大分	17	1	16	88.9
東京	37	1	36	57.7	和歌山	2	1	1	2.6	宮崎	3	1	2	7.7
神奈川	5	1	4	21.1	鳥取	18	1	17	56.7	鹿児島	13	1	12	27.9
新潟	28	1	27	90.0	島取	11	1	10	52.6	沖縄	13	1	12	29.3

(注)1. 締結率は、市町村総数うち、条例を制定している市町村数の割合。東京都は特別区を含む。

2. 資料出所：JAM

＜自治体・地方議員への要請項目＞

②奨学金返還支援制度などの拡充

地方自治体で設置している奨学金返還支援制度を拡充し、活用拡大を図ること。

○対象を県外出身者や県外大学の出身者に限定している場合には、県内出身者、県内大学出身者も対象に含めるようにする。

○製造業やICT産業への就職者が対象となっていない場合には、製造業やICT産業も対象に含めるようにする。

○支援金額については、たとえば大学4年間の最高額で少なくとも100万円を確保する。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 背景説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

地方公共団体では、団体ごとに定められた一定の要件（域内に一定期間居住、特定の業種に一定期間就業など）を満たす場合、奨学金の返還を支援する取り組みを行っています。内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局では、若者の地方定着に有効な施策と位置付け、地方公共団体が行う奨学金返還支援の取り組みを推進しています。内閣官房の調査では、2023年6月1日現在、42都道府県、712市区町村が奨学金返還支援に取り組んでいます。制度内容などは自治体ごとにより異なっており、製造業に就職した者、ICT産業に就職した者、県内大学出身者などは対象とならない場合があるので、対象者が拡大されるようにしていくことが重要です。

なお、日本学生支援機構のホームページに、都道府県および市区町村における奨学金返還支援制度が掲載されています。（日本学生支援機構：ホーム＞奨学金＞地方公共団体の返還支援及び奨学生推薦制度＞地方創生の推進＞2. 地方公共団体の返還支援制度）

また、内閣府の地方創生のホームページにも、都道府県および市区町村の奨学金返還支援の取り組み状況が掲載されています。（地方創生＞施策＞「奨学金」を活用した大学生等の地方定着の促進）

資料2 地方公共団体における奨学金返還支援取組状況  
(2023年6月1日時点)

	実施自治体数	全自治体数に対する 実施割合
都道府県 N=47	42(+6)	89.4%(+12.8%)
市区町村 N=1,741	712(+102)	41.2%(+5.9%)

(注)1. ()内は前年比。  
2. 資料出所：内閣官房デジタル田園都市国家構想実現  
会議事務局

資料3 地元就職者対象の奨学金返還支援制度の事例（都道府県分）

都道府県	年間募集人数	最高額・年数 (大学4年間の場合)	特 徴
北海道			卒業後9年間のうち、5年間を知事が指定する医師確保が困難な道内の公的医療機関等(指定公的医療機関等)に勤務
青森		150万円	サポート企業に6年勤続、県内在住6年
岩手	80	250万円	理工系または文系の学位取得予定・取得者で、県内の認定企業に8年間継続して勤務する見込み、県内に定住する見込みの者。金属産業、建設関連企業等。
宮城			看護師を対象に、県内で一定期間の就業を要件に支援
秋田	上限なし	最大3年	秋田県内で定住、就労する者。 未来創生分は、理系または特定の外国語に一定の資格を有する者で航空機、自動車、医療福祉機器、情報、新エネルギーの企業への県内就職者
山形	320(市町村連携枠含む)	学生124.8万円 社会人60万円 女性は10万円加算	卒業後、13カ月以内に県内に居住、かつ3年間就業した場合
福島	40	153.6万円	県内企業在籍者かつ県内居住者、5年以上県内で勤務・定住予定者。 製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業のうち、エネルギー、医療、ロボット、環境・リサイクル、輸送用機械、電子機械、ICT、6次化関連産業。以下のうち県内に本社のある中小企業(商業、サービス業、観光産業、その他の製造業)への就職者。
栃木	40	150万円	県内の製造業、卸売業・小売業、情報通信業、宿泊業への就職者
群馬		3年間	対象企業に就職後、最長3年間
埼玉		6年間	対象企業に就職後、最大6年間
東京		3年間	建設・IT・ものづくり分野の中小企業等
新潟		120万円	県内転入後6カ月以内に県内企業に就業
富山	700	理工系学部生：第一種約154万円、第二種288万円	理工系薬学部生。助成対象経費の2分の1を出捐できる中堅・中小企業への就職者
石川		200万円	対象の県内企業に就職し、継続して3年以上勤務
福井	30	100万円	県外の大学等を卒業する見込みで、県内の企業等に、専門職や技術職、技術営業職などの職種で就業を希望し、建設業、製造業、情報通信業、農林水産業、医療・福祉への就職かつ、県内に定住を希望
山梨	30	153.6万円	理学部、工学部から機械電子産業の中小企業への就職者、認定後10年間に8年以上山梨県内に勤務かつ県内に定住する意向があること。
長野	3(1社あたり/各年度)	1人あたり年10万円	県内に本社を置く中小企業への支援
岐阜		150万円	県内企業に就職
静岡			医学部卒で県内公的医療機関等勤務。看護部卒業で県指定医療機関で5年勤務。
愛知		60万円	県内に本社または主たる事業所を有する中小企業への支援
三重	40	100万円	指定地域への定住を希望する者、県内に本社を有し指定業種に就職する者
滋賀		36万円	大学、短期大学または専修学校を卒業後に滋賀県内の保育所等に新たに就労した保育士等
京都			奨学金返済を支援する中小企業に企業負担額の2分の1以内を補助
兵庫		6万円/人・年	奨学金返済を支援する中小企業に年間支給額の3分の1～2分の1を補助
奈良		50万円	理工系在籍の就職者を支援する製造事業者に補助。理工系大学卒、研究職・技術開発職で、県内企業に3年以上継続して勤務
和歌山	50	100万円	理学、工学、農学、保健の学部、文理融合型学部、情報系国家資格取得者。参画企業へ研究開発職又は技術職として就職を希望する者
鳥取	180	144万円	製造業、IT企業、薬剤師、建設業、建設コンサル業、旅館ホテル業、民間保育士・幼稚園教諭、農林水産業への就職。8年以上勤務見込み。県内定住希望。
島根	25	288万円	中山間地、離島の事業所への就職者
岡山		90万円	従業員への奨学金返還支援制度を設けている企業への助成
広島		3年間	県内に本社等を置く中小企業への支援
山口	25		理系大学院または薬学部から製造業または情報サービス業で就業した場合、最大奨学金2年間分。就職後12年間の内6年間の県内勤務。
徳島	150	100万円	県内事業所で3年以上就業した場合、県内に住所を有する予定
香川	85	72万円	理工系に在学または観光関連分野に就業。県内での定住、就業
愛媛	100	117.6万円	県内のものでづくり産業、IT関連、観光分野への就職者
福岡			医師、看護師、保育士、介護福祉士を対象に、県内で一定期間の就業を要件に支援
佐賀			薬剤師、保育士、介護福祉士を対象に、県内で一定期間就業を要件に支援
長崎	50	150万円	製造業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、保険業・金融業、BPO企業等、建設業、卸売業・小売業、学術研究、専門・技術サービス業、観光関連産業への就職者
熊本		244.8万円	県の基金に助成額の2分の1を出捐した企業への就職し、概ね10年以上就業することを希望。県内に居住する意思。
大分			医師、介護福祉士、保育士、獣医師を対象に、県内で一定期間の就業を要件に支援
宮崎	60	100万円	支援企業に正規雇用により就職する者で、就職後5年間県内に就業する者
鹿児島	100	大学等在学中の奨学金全額	県内の企業に就業し、県内に居住
沖縄			県内に本社のある中小企業を支援

(注)1. 金属労協政策企画局で把握したものであり、各都道府県で確認する必要がある。

2. 資料出所：日本学生支援機構、各府県ホームページより金属労協政策企画局で作成。

＜自治体・地方議員への要請項目＞

③自治体DXの推進…新規

地方自治体において、マイナンバーカードの取得促進や、AI、ローカル5Gなどのデジタル技術の積極的な活用により、住民の利便性向上や行政の効率化を図ること。

デジタル・デバイド（インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差）への対策を強化すること。

地方自治体や企業が主体となって、特定のエリアで自営の5Gネットワークを構築し、地域課題解決など多様なニーズに対応することが期待されている「ローカル5G」について、総務省の「地域課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」や「地域デジタル基盤活用推進事業」などを活用し、その導入と行政サービスへの活用を検討していくとともに、地元企業に対しても導入促進を図ること。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 背景説明 .....

2020年12月、政府は「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を策定し、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を示しています。また、このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要として、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定し、自治体が重点的に取り組むべき事項や政府の支援策をまとめています。

総務省が自治体のデジタル進捗度を取りまとめている「自治体DX・情報化推進概要」によると、47都道府県のうち、デジタル・デバイド対策を実施していないと回答したところは8道県となっています。また、総務省の調査をもとに日本経済新聞がまとめた各都道府県のDX推進状況では、神奈川県、東京都など人口や経済規模の大きな自治体の偏差値が高い傾向にある中、福井県は2021年より全県で取り組みを進めていることなどにより、偏差値54.5で全国5位となっています。こうした優れた取り組みをしている自治体を参考にしながら、日本全国で取り組みを強化していく必要があります。

資料4 デジタル・デバイド対策状況

都道府県名	デジタルデバイド対策								
	①デジタルデバイド対策実施有無		②デジタルデバイス対策を実施している場合の対策の内容						
	実 施 し て い る	実 施 し て い ない	教 え る 講 座 等 の 開 催	ス マ ホ や タ ブ レ ッ ト 等 の デ ジ タ ル 機 器 の 利 用 方 法 を レ ッ ク ス の 講 座 等 で 教 え る	デ ジ タ ル 活 用 を 材 の 育 成 が	購 入 等 タ ヘル の 機 補 器 の 助	団 体 ヘ バ イ ド 対 策 に 取 組 む	発 信 、 ツ ー ル を 用 い た 情 報 の	他 語 翻 訳 、 自 動 読 み 上 げ 等 の
北海道	39	8	27	18	1	14	15	5	
北海 道	○	○		○					
青森 県	○	○							
岩手 県	○		○	○		○	○	○	
宮城 県	○		○	○					
秋田 県	○							○	
山形 県	○		○	○					
福島 県	○	○							
茨城 県	○		○	○					
栃木 県	○		○	○					
群馬 県	○		○	○		○			
埼玉 県	○		○	○			○		
千葉 県	○	○							
東京 都	○		○	○		○	○		
神奈 川 県	○					○	○		
新潟 県	○					○			
富山 県	○		○	○			○		
石川 県	○		○	○				○	
福井 県	○		○	○				○	
山梨 県	○	○							
長野 県	○								
岐阜 県	○		○	○		○	○	○	
静岡 県	○		○	○				○	
愛知 県	○		○	○		○	○	○	
三重 県	○		○	○		○			
滋賀 県	○						○	○	
京都 府	○		○	○			○		
大阪 府	○		○	○		○			
兵庫 県	○		○	○					
奈良 県	○		○	○		○			
和歌 山 県	○		○	○			○		
鳥取 県	○		○	○		○	○	○	
島根 県	○							○	
岡山 県	○					○	○	○	
広島 県	○					○	○	○	
山口 県	○					○	○	○	
徳島 県	○		○	○					
香川 県	○		○	○					
愛媛 県	○		○	○					
高知 県	○			○					
福岡 県	○						○		
佐賀 県		○							
長崎 県		○							
熊本 県		○							
大分 県	○		○	○					
宮崎 県	○		○	○					
鹿児 島 県	○		○	○					
沖縄 県	○		○						

資料出所：総務省 2022 年度「自治体DX・情報化推進概要」

資料5 DXの推進状況（偏差値）

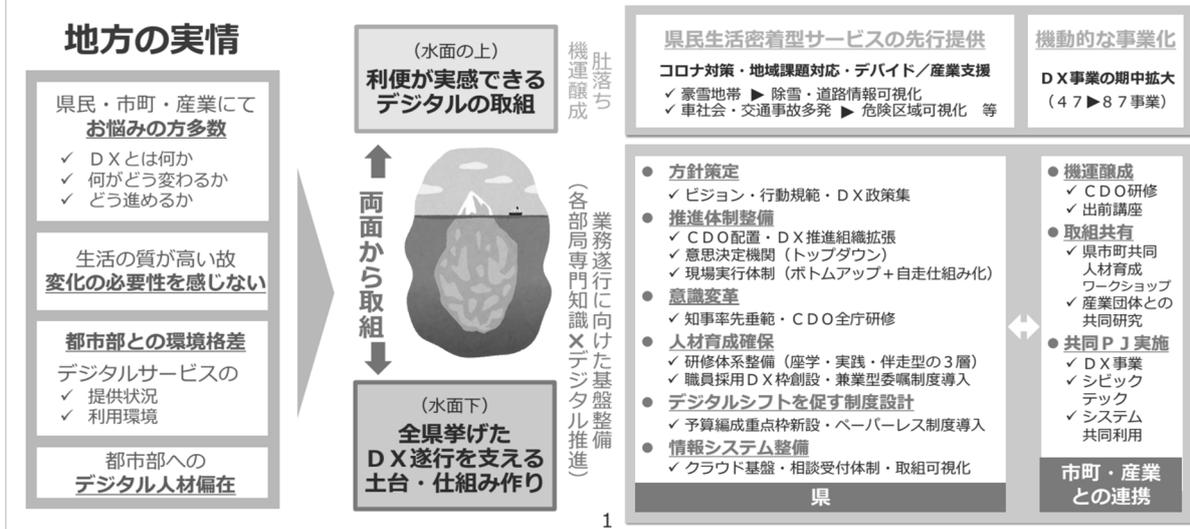
1	神奈川県	57.8	23	島根県	50.0
2	東京都	56.3	26	山形県	49.9
3	広島県	55.0	28	新潟県	49.8
4	愛知県	54.7	29	熊本県	49.7
5	福井県	54.5	30	三重県	49.6
7	静岡県	54.3	32	秋田県	49.6
8	大阪府	54.0	33	石川県	49.3
10	埼玉県	53.9	36	宮城県	49.3
11	兵庫県	53.2	37	岩手県	49.2
13	山口県	52.1	38	長野県	49.2
14	滋賀県	52.1	39	福岡県	48.8
16	大分県	51.8	40	山梨県	48.8
17	茨城県	51.3	41	佐賀県	48.0
18	富山県	51.3	42	奈良県	47.9
19	京都府	51.2	43	徳島県	47.8
21	愛媛県	51.0	44	福島県	47.8
22	千葉県	51.0	46	群馬県	47.7
23	鳥取県	51.0	47	埼玉県	47.4
	長崎県	50.6		千葉県	46.9
	鹿児島県	50.5		宮城県	46.9
	岡山県	50.1		和歌山県	45.2
	香川県	50.1		北海道	45.0
	栃木県	50.0		青森県	44.9
	岐阜県	50.0		沖縄県	44.9
				高知県	43.6

(注)各市区町村による計52項目の達成数の偏差値を都道府県ごとに平均。  
2022年度総務省「自治体DX・情報化推進概要」から作成

資料出所：日本経済新聞2024年1月12日記事

# (1) 福井県DXの取組大要

## 令和3年度より全県でDXを推進



資料出所：福井県ホームページ

ローカル5Gは、携帯電話事業者による全国向け5Gサービスとは別に、地域の企業や自治体などのさまざまな主体が自らの建物や敷地内でスポット的に柔軟にネットワークを構築し利用可能とする仕組みです。通信事業者によるエリア展開がすぐに進まない地域でも、独自に5Gシステムを構築・利用することが可能になります。また、通信事業者のサービスと比較して、他の場所の通信障害や災害、ネットワークの輻輳などの影響を受けにくいとされています。

自治体では、河川等の監視など災害対応、遠隔診療、公共施設の運営、そしてテレワーク環境の整備など、地域の課題解決を始め、多様なニーズに用いられることが期待されています。また企業においても、スマートファクトリーの構築や建機の遠隔制御などへの活用が想定されており、地元企業における導入検討に向けて、自治体としても啓発活動・勉強会などを実施していくことが重要です。

総務省では、2020年度以降、ローカル5G等を活用した地域課題解決モデルを構築するための開発実証事業に取り組んでおり、2023年度以降、地方自治体によるデジタル技術を活用した地域課題解決の取り組みを支援する「地域デジタル基盤活用推進事業」を開始しています。これらを活用しつつ、地域の企業や自治体などさまざまな主体によってローカル5Gが導入され、地域の活性化に繋がることを期待されています。

## 資料7 地域デジタル基盤活用推進事業

地域デジタル基盤活用推進事業のご案内

### 【事業の概要】

支援対象：地方公共団体、企業・団体など

※支援メニュー毎に対象条件が異なります。  
詳しくは次頁以降をご参照ください。

#### ① 計画策定支援

コンサルティング



デジタル技術を活用した地域課題解決のための導入・運用計画策定、推進体制の構築等を専門人材が支援します。

令和5年2月頃 公募開始予定

#### ② 実証事業

新しいソリューションアイデアの実用化



新しい通信技術（ローカル5G、Wi-Fi HaLow、Wi-Fi 6Eなど）を活用して、地域課題の解決を図るソリューションアイデアの実用化に向けた社会実証を支援します。

令和5年4月頃 公募開始予定

#### ③ 補助事業

地域の通信インフラの整備



通信インフラ（ローカル5G、Wi-Fi、LPWAなど）の整備を伴う、デジタル技術による地域課題解決の取組を支援します。

補助率 1/2  
(地方公共団体の負担分について →10頁)

令和5年4月頃 公募開始予定

資料出所：総務省

<自治体・地方議員への要請項目>

④価格転嫁の円滑化に向けた政労使等での連携協定の締結…補強

地方自治体において、政労使等で価格転嫁に関する連携協定を締結し、適切な価格転嫁に向けた環境整備に取り組むこと。

背景説明

2022年9月、埼玉県では、県、国、経済団体、労働団体（連合埼玉）、金融団体など12機関と価格転嫁の円滑化に関する協定を締結し、2023年3月に2025年3月まで協定期間を延長しました。また、企業の適切な価格転嫁を支援するため、「価格交渉支援ツール」「収支計画シミュレーター」が提供されています。

埼玉県で締結されて以降、北海道、愛知県、福岡県、大分県などでも同様の連携協定や共同宣言が締結されるなど取り組みが拡大しています。

資料8 福岡県の価格転嫁の円滑化に関する連携協定

価格転嫁の円滑化に関する協定書

福岡県（以下「甲」という。）、国の地方支分部局（経済産業省九州経済産業局、国土交通省九州運輸局及び厚生労働省福岡労働局をいう。以下「乙」という。）、福岡県内経済団体（福岡県商工会議所連合会、福岡県商工会連合会、福岡県中小企業団体中央会、福岡県経営者協会、福岡経済同友会、一般社団法人福岡県中小企業経営者協会連合会、一般社団法人福岡県中小企業家同友会及び公益社団法人福岡県トラック協会をいう。以下「丙」という。）及び日本労働組合総連合会福岡県連合会（以下「丁」という。）は、以下のとおり、価格転嫁の円滑化に関する連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

(目的)
第一条 本協定は、成長と分配の好循環を生み出すべく、中小企業・小規模事業者における賃上げを実現するため、甲、乙、丙及び丁が相互に連携及び協力をを行い、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を適切に価格転嫁することについての気運を醸成することにより、サプライチェーン全体での共存共栄、付加価値の向上を図り、もって県内中小企業・小規模事業者の稼げる力を高めることを目的とする。

(連携及び実施)
第二条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次に掲げる項目について、所掌の範囲で相互に連携し、実施する。

- (1) 価格転嫁の状況に関する情報収集と発信
① 県内企業への聞き取り調査等を通じた情報収集
② 情報収集の結果の共有と発信
(2) 価格転嫁の円滑化に関する支援情報等の周知
① 価格転嫁の円滑化に関する支援情報等の共有
② ウェブサイト、講習会・セミナー等を活用した県内企業への周知
(3) パートナーシップ構築宣言の促進
① 県内企業へ周知を通じた認知度の向上
② 宣言企業に対する支援策の検討
(4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(協定内容の変更)
第三条 甲、乙、丙又は丁のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行う。

(有効期間)
第四条 本協定の有効期間は、締結の日から令和6年3月31日までとする。

(協定外の事項)
第五条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書の原本を1通作成し、甲が保有する。乙、丙及び丁はその写しを各自保有する。

令和5年2月27日

甲 福岡県 福岡県知事

服部誠太郎

乙 国の地方支分部局

経済産業省 九州経済産業局長

首村公嗣

国土交通省 九州運輸局長

吉永隆博

厚生労働省 福岡労働局長

安達 栄

丙 福岡県内経済団体

福岡県商工会議所連合会 会長

谷川浩道

福岡県商工会連合会 会長

花田稔之

福岡県中小企業団体中央会 会長

糸野龍一

福岡県経営者協会 会長

倉富純一

福岡経済同友会 代表幹事

青柳健彦

一般社団法人福岡県中小企業経営者協会連合会 会長

小林尊司

一般社団法人福岡県中小企業家同友会 代表理事

高谷幸一

公益社団法人福岡県トラック協会 会長

真鍋理俊

丁 日本労働組合総連合会福岡県連合会 会長

藤田桂三

資料出所：福岡県ホームページ

<自治体・経済産業局・地方議員への要請項目>

⑤商工会議所や商工会を通じた適正取引ルールの周知徹底…補強

業界団体などに加入していない事業者に対する適正取引ルール（業界団体による自主行動計画、中小企業庁の「下請適正取引ガイドライン」「新しい型取引のルール」「パートナーシップ構築宣言」「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」、経団連などの「共同宣言」など）の周知徹底に向け、商工会議所や商工会の活用拡大を図ること。

..... 背景説明 .....

\*公正取引委員会ウェブサイトの「独占禁止法Q&A」においては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、下請法上の買ったとき又は独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれがあり、下記の①及び②の2つの行為がこれに該当することを明確化しています。

①労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

②労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引き上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

\*公正取引委員会は、「独占禁止法Q&A」で示した行為について、調査を行い、結果を2023年12月に公表しました。調査の結果、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について協議をしなかった理由として、受注者から要請がなかったことを圧倒的に多くの企業が挙げており、「価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと」が、「下請法上の買ったとき又は独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれ」があることについて、周知が不十分であることが伺えます。

\*また、コスト別の転嫁率を中央値で見ると、原材料価格が80.0%、エネルギーコストが50%、労務費が30.0%となっており、とりわけ労務費の価格転嫁が不十分であることが明らかとなっています。労務費については、

- ・ 労務費の上昇分は受注者の生産性や効率性の向上を図ることで吸収すべき問題であるという意識が発注者に根強くある
- ・ 交渉の過程で発注者から労務費の上昇に関する詳細な説明・資料の提出が求められる
- ・ 発注者との今後の取引関係に悪影響（転注、失注等）が及ぶおそれがある

との理由で、価格転嫁の要請をすることは難しいとの声があり、発注側に対して理解を浸透させていくことが必要です。

<自治体・地方議員への要請項目>

⑥公契約における下請法、下請ガイドライン、自主行動計画などに準拠・遵守した適正取引  
…補強

地方自治体が民間企業に発注を行う際、下請法や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」「情報通信機器産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」「情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」、電子情報技術産業協会、ビジネス機械・情報システム産業協会、情報通信ネットワーク産業協会、日本電機工業会、情報サービス産業協会の作成した「適正取引自主行動計画」「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」などに準拠・遵守し、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえた取引を行うこと。

地方自治体が実施した入札や、締結した公契約が適正かどうかを審査する委員会に、ICT関係の実務の専門家を加えること。

背景説明

公契約について、金属産業では労務費等の価格転嫁が難しいという声が多く、また情報サービスやソフトウェアを発注する取引においては、予算執行の関係などから、短納期発注が行われやすい状況があります。公契約は下請法の対象外ですが、下請法や下請ガイドライン、自主行動計画、「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」などに準拠・遵守した適正取引が行われるよう、体制整備と意識改革を進めていく必要があります。

資料9 適正取引のためのガイドライン、自主行動計画

中小企業庁の策定した「下請適正取引等推進のためのガイドライン」(2023年2月末時点)

(1)素形材、(2)自動車、(3)産業機械・航空機等、(4)繊維、(5)情報通信機器、(6)情報サービス・ソフトウェア、(7)広告、(8)建設業、(9)建材・住宅設備産業、(10)トラック運送業、(11)放送コンテンツ、(12)金属、(13)化学、(14)紙・加工品、(15)印刷、(16)アニメーション制作業、(17)食品製造業、(18)水産物・水産加工品、(19)養殖業、(20)造船業

業界団体の策定した自主行動計画

自動車：(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車部品工業会

素形材：(一財)一般社団法人日本金型工業会等 計11団体連名

機械製造：(一社)日本建設機械工業会、(一社)日本産業機械工業会、(一社)日本工作機械工業会、(一社)日本半導体製造装置協会、(一社)日本ロボット工業会、(一社)日本計量機器工業連合会、(一社)日本分析機器工業会

航空宇宙工：(一社)日本航空宇宙工業会

繊維：日本繊維産業連盟／繊維産業流通構造改革推進協議会連名

電機・情報通信機器：(一社)電子情報技術産業協会、(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会、(一社)情報通信ネットワーク産業協会、(一社)日本電機工業会、(一社)カメラ映像機器工業会

情報サービス・ソフトウェア：(一社)情報サービス産業協会

流通(スーパー、コンビニ、ドラッグストア等小売業)：

(一社)日本スーパーマーケット協会、(一社)全国スーパーマーケット協会、日本チェーンドラッグストア協会、(一社)日本ボランティアチェーン協会、(一社)日本フランチャイズチェーン協会、(一社)日本DIY・ホームセンター協会

建材・住宅設備：(一社)日本建材・住宅設備産業協会

紙・紙加工業：日本製紙連合会、全国段ボール工業組合連合会

金属：(一社)日本電線工業会、(一社)日本鉄鋼連盟、(一社)日本アルミニウム協会、(一社)日本伸銅協会

化学：(一社) 日本化学工業協会／塩ビ工業・環境協会／化成品工業協会／石油化学工業協会／(一社)日本ゴム工業会／日本プラスチック工業連盟  
 トラック運送：(公社)全日本トラック協会  
 建設：(一社)日本建設業連合会  
 警備：(一社)全国警備業協会  
 放送コンテンツ：放送コンテンツ適正取引推進協議会  
 商社：(一社)日本貿易会  
 金融：(一社)全国銀行協会  
 印刷：(一社)日本印刷産業連合会  
 造船：(一社)日本造船工業会、日本中小型造船工業会  
 住宅：(一社)住宅生産団体連合会  
 広告：(一社)日本広告業協会  
 電力：送配電網協議会  
 食品製造：(一社)食品産業センター  
 食品卸売：(一社)日本加工食品卸売協会、(一社)日本外食品流通協会、(一社)日本給食品連合会、(一社)全国給食事業協同組合連合会  
 飲食：(一社)日本フードサービス協会  
 不動産管理：マンション管理業協会

資料出所：中小企業庁ホームページ

#### 資料10 「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」参加団体

(一社)日本経済団体連合会、日本商工会議所、(公社)経済同友会、全国中小企業団体中央会

##### ○業種別経済団体 (61団体)

板硝子協会、(一社)住宅生産団体連合会、(一社)情報サービス産業協会、(一社)情報通信ネットワーク産業協会、(一社)信託協会、(一社)生命保険協会、石油鉱業連盟、石油連盟、石灰石鉱業協会、(一社)セメント協会、(一社)全国銀行協会、(一社)全国建設業協会、(一社)全国信用金庫協会、(一社)全国地方銀行協会、全国通運協会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(公社)全日本トラック協会、(一社)第二地方銀行協会、(公社)鉄道貨物協会、電気事業連合会、電機・電子・情報通信産業経営者連盟、(一社)電子情報技術産業協会、(一社)投資信託協会、(一社)日本化学工業協会、日本化学繊維協会、(一社)日本ガス協会、(一社)日本建設業連合会、(一社)日本港運協会、日本鉱業協会、(一社)日本工作機械工業会、(一社)日本ゴム工業会、(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車部品工業会、日本証券業協会、(一社)日本人材紹介事業協会、(一社)日本人材派遣協会、日本製紙連合会、日本製薬工業協会、日本製薬団体連合会、(一社)日本船主協会、日本船舶輸出組合、(一社)日本倉庫協会、(一社)日本造船工業会、(一社)日本損害保険協会、日本チェーンストア協会、(一社)日本鉄鋼連盟、(一社)日本電機工業会、(一社)日本電線工業会、(一社)日本塗料工業会、(一社)日本乳業協会、日本百貨店協会、日本肥料アンモニア協会、(一社)日本ベアリング工業会、(一社)日本貿易会、日本紡績協会、(一社)日本民営鉄道協会、日本羊毛産業協会、(一社)日本旅行業協会、ビール酒造組合、(一社)不動産協会、(一社)不動産証券化協会

##### ○地方別経済団体 (47団体)

北海道経営者協議会、(一社)青森県経営者協会、(一社)岩手県経営者協会、(一社)宮城県経営者協会、(一社)秋田県経営者協会、(一社)山形県経営者協会、福島県経営者協会連合会、(一社)茨城県経営者協会、(一社)栃木県経営者協会、(一社)群馬県経営者協会、(一社)埼玉県経営者協会、(一社)千葉県経営者協会、(一社)東京経営者協会、(一社)神奈川県経営者協会、(一社)新潟県経営者協会、(一社)富山県経営者協会、(一社)石川県経営者協会、福井県経営者協会、山梨県経営者協会、(一社)長野県経営者協会、(一社)岐阜県経営者協会、(一社)静岡県経営者協会、愛知県経営者協会、三重県経営者協会、(一社)滋賀経済産業協会、京都経営者協会、大阪経営者協議会、兵庫県経営者協会、(一社)奈良経済産業協会、和歌山県経営者協会、(一社)鳥取県経営者協会、(一社)島根県経営者協会、岡山県経営者協会、広島県経営者協会、山口県経営者協会、徳島県経営者協会、香川県経営者協会、愛媛県経営者協会、高知県経営者協会、福岡県経営者協会、佐賀県経営者協会、長崎県経営者協会、熊本県経営者協会、大分県経営者協会、宮崎県経営者協会、鹿児島県経営者協会、(一社)沖縄県経営者協会

計 112団体 (2017年11月16日現在)

資料出所：経団連

<自治体・地方議員への要請項目>

⑦産学官等の連携による人材の確保・育成…補強

「広島県リスクリング推進検討協議会」「東北半導体・エレクトロニクスデザイン研究会」「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」「九州半導体人材育成等コンソーシアム」などの取り組みを参考に、地域を支える産業の人材の確保・育成のため、産学官等が連携して取り組む枠組みをつくること。既存の枠組みにおいても、経済産業省の地方局と都道府県の管轄の違いなどにより、大学と高専は取り組みの対象になっているものの、工業高校が対象となっていない場合があるため、既存の枠組みで工業高校が対象となっていない場合、枠組みを拡充すること。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 背景説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

経済安全保障推進法では、国民の生存に必要不可欠な、または広く国民生活・経済活動が依拠している重要な物資について、特定重要物資として指定し、その安定供給確保に取り組む民間事業者等を支援することを通じて、特定重要物資のサプライチェーンの強靱化を図ることとしています。特定重要物資には、抗菌性物質製剤、肥料、永久磁石、工作機械・産業用ロボット、航空機の部品、半導体、蓄電池、クラウドプログラム、天然ガス、重要鉱物、船舶の部品の11物資が指定されています。2023年1月には、これらの産業ごとに「安定供給確保を図るための取組方針」が策定されました。

資料11 特定重要物資の安定供給確保のための施策の対象品目（金属産業）

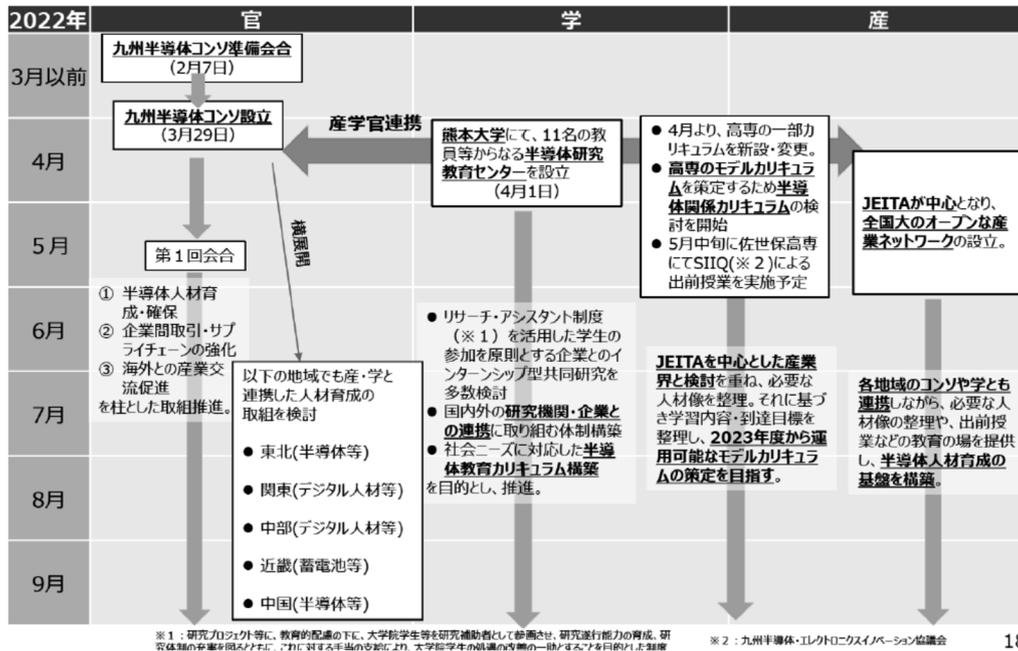
工作機械及び産業用ロボット	CNC（コントローラ本体や制御装置本体。ロボット向けコントローラを含む） サーボ機構（サーボモーター、サーボアンプ等） CNCシステム（CNCとサーボ機構を一体的に生産するもの） 減速機 PLC
航空機の部品	航空機用大型鍛造品及び原材料に使用されるチタン合金、ニッケル合金
半導体素子及び集積回路	従来型半導体（パワー半導体、マイコン、アナログ） ※5G促進法施行令第2条にて規定される特定半導体は対象外 半導体製造装置 半導体部素材 半導体原料（黄リン・黄リン誘導品、ヘリウム、希ガス、蛍石・蛍石誘導品）
蓄電池	蓄電池及び蓄電池部素材
クラウドプログラム	基盤クラウドプログラム
船舶の部品	2ストロークの船舶用機関 2ストロークの船舶用機関に用いられるクランクシャフト 船舶の航行の安全確保の用に供される航海用具（ソナー）（音響測深機に限る） 船舶の主たる推進力を生み出す推進器（プロペラ）

資料出所：経済産業省、国土交通省ホームページ

各産業の「安定供給確保を図るための取組方針」では、課題の一つとして、技術者・熟練技能人材の不足や人材育成などが挙げられています。これまで、人材確保・育成の観点から、産学官連携のもと、「広島県リスクリング推進検討協議会」「東北半導体・エレクトロニクスデザイン研究会」「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」「九州半導体人材育成等コンソーシアム」が設立されています。産業に必要な人材を明確化した上で、工業高校や高専等での教育カリキ

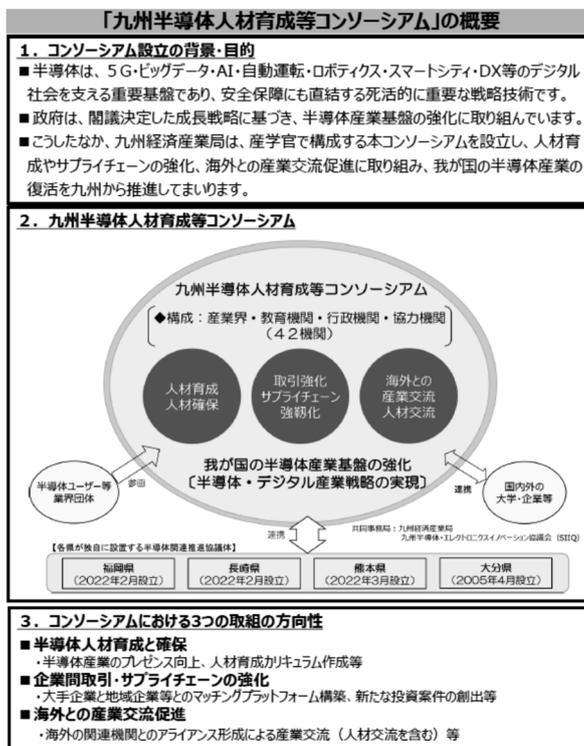
ュラム導入や支援機関における教育プログラムを導入しようというものです。産業の未来を見据えた人材確保・育成を進めるため、こうした取り組みを、他の産業、地域にも拡大することにより、サプライチェーンの強靱化を図る必要があります。

資料 12 産学官一体となった半導体・人材育成ロードマップ  
産学官一体となった半導体・蓄電池の人材育成ロードマップ（イメージ）



資料出所：経済産業省

資料 13 九州半導体人材育成コンソーシアム



資料出所：九州半導体人材育成コンソーシアム

都道府県でも、独自にコンソーシアムを設立し、産業振興と人材の確保・育成に取り組む動きがあります。長崎県では、2022年2月に18団体からなる産学官の連携組織である「ながさき半導体ネットワーク」を設立しました。産学官が一体となったネットワークを通して、半導体人材の育成・確保を強力に推進し、県内の半導体関連産業のさらなる振興につなげていくことをめざしています。

## 資料14 ながさき半導体ネットワーク

### ながさき半導体ネットワーク概要

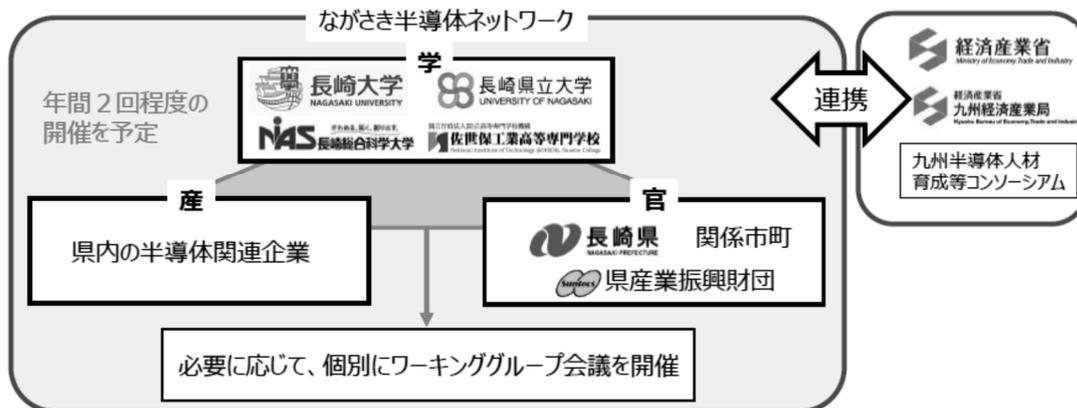
県内半導体産業のさらなる振興に向けて、半導体人材の育成・確保を強力に推進するため、県内の産学官が連携するネットワークを新たに設立。県内企業が県内人材を確保するため、企業・大学等・学生の結びつきを一層強化する取組を実施。その他、企業誘致や規模拡大に必要な工業用水等の立地インフラ整備や、サプライチェーン構築に向けた企業間連携など、関係者の意見を把握し、情報共有を強化するための場とする。

#### <取組内容>

- ① 人材育成（在校生教育・社会人リカレント）
- ② 人材確保（新卒、中途、Uターン等人材）
- ③ 立地インフラ整備（工業用水や工業団地等）
- ④ 企業支援（企業間連携、企業誘致）

#### <構成団体> ※設立会議を2/10開催

- 産**：県内の半導体関連企業  
**学**：長崎大学、長崎県立大学、長崎総合科学大学、佐世保工業高等専門学校  
**官**：長崎県、長崎県産業振興財団、関係市町



ながさき半導体ネットワーク

Copyright© Nagasaki Semiconductor Network

資料出所：ながさき半導体ネットワーク

既存の産学官連携の枠組みにおいて、大学と高専は取り組みの対象になっているものの、工業高校が対象となっていない場合があります。たとえば「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」では、高校生を対象として「座学と実習を織り交ぜたプログラムを実施していく」としてありますが、「東北半導体・エレクトロニクスデザイン研究会」で大学と高専を主な取り組みの対象としています。

株式会社日本政策投資銀行の「半導体人材に関するアンケート調査」によると、半導体製造企業では、研究開発職とオペレータ職の人材ニーズが高いと指摘しています。また、半導体製造に関する各職種に配属可能な学位・経歴については、オペレータ職は高卒と専門学校卒、生産技術や品質管理は高専卒、研究開発職は学部卒以上を配属可能と考えている企業が多いことがわかります。この結果を見ると、大学や高専を対象とした取り組みは、研究開発職や生産技術、品質管理のニーズに対応している一方、オペレータ職のニーズには対応できていません。

高卒就職者が減少する中、ものづくり産業全体で技能系人材の確保がますます難しくなっており、人材確保はバリューチェーン存続にもかかわる課題となっています。産学官の連携においては、新しく立ち上げる場合は工業高校も対象とすること、既存の枠組みで対象となっていない場合は枠組みを拡充することが重要です。

資料15 現在の従業員数に対する今後の採用予定人数の平均（単年あたり）

職種	全体	半導体製造業	半導体製造業 以外
オペレータ	6.7%	3.4%	8.3%
生産技術職	2.7%	1.1%	3.5%
生産管理職	1.2%	0.0%	1.7%
品質管理職	1.6%	1.5%	1.6%
研究開発職	2.5%	4.0%	1.8%
営業職	2.0%	0.2%	2.8%
事業企画職	0.9%	0.0%	1.3%
事務職	0.4%	0.0%	0.5%
その他職種	0.5%	0.0%	0.7%

資料16 半導体製造に関する各職種に配属可能な学位・経歴

	高卒（新卒）	専門学校卒（新卒）	高専（本科）卒（新卒）	高専（専攻科）卒（新卒）	学部卒（新卒）	修士（新卒）	博士（新卒）	半導体関連企業経験者（中途）	半導体関連以外経験者（中途）
オペレータ	88%	75%	38%	38%	38%	38%	25%	63%	50%
生産技術職	56%	44%	56%	67%	89%	44%	11%	56%	22%
生産管理職	71%	57%	43%	57%	86%	29%	14%	43%	29%
品質管理職	67%	56%	67%	78%	89%	56%	33%	56%	44%
研究開発職	11%	0%	22%	33%	67%	67%	89%	67%	11%
営業職	43%	43%	29%	43%	71%	43%	14%	43%	57%
事業企画職	40%	20%	20%	20%	60%	60%	20%	40%	20%
事務職	78%	67%	56%	67%	78%	56%	33%	44%	56%
その他職種	100%	33%	33%	33%	33%	33%	0%	0%	0%

資料出所：九州半導体人材育成等コンソーシアム「九州における半導体産業とその未来」調査レポート

## (2) 地域におけるものづくり産業の具体的強化策

### <自治体・地方議員への要請項目>

#### ①カイゼンインストラクター養成スクールの開設

ものづくり企業のOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして、あるいはものづくり企業の従業員を現場のカイゼンリーダーとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」を開設すること。

2019年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、地方自治体としての支援を創設・拡充すること。

#### 背景説明

中小企業庁の委託による「平成28年度発注方式等取引条件改善調査事業報告書」によれば、製造業の下請事業者のうち、生産効率改善を行っていない事業者は17.1%に止まっていますが、生産効率改善の中身を見ると、作業員の作業動線の見直しを行っているのが23.9%、仕掛品在庫削減を行っているのが23.0%、ラインや部品配置の見直しを行っているのが19.2%に止まっており、カイゼン活動に取り組んでいるところは実際には2割程度と見ることができます。製造業の中でも、中小企業、とりわけ3次下請以降の企業では、カイゼン、ムダとり、3S（4S、5Sとも）といったカイゼン活動が徹底されておらず、生産性向上、付加価値拡大の余地が大きくなっています。

また、生産効率改善を行っているという回答した企業の中で、外部専門家による「指導は受けていない」という回答は78.6%に達していますが、コンサルタントを活用しようと思えば、当然費用がかかり、コンサルタント費用を捻出できない場合も多いものと思われます。こうした状況に対し、ものづくり企業のOBなどをカイゼン活動の指導者（カイゼンインストラクター）として養成し、中小企業に派遣するための「カイゼンインストラクター養成スクール」が全国16カ所（2019年度）に設置されています。「スクール」に対して行われていた経済産業省の補助金は2019年度をもって終了しましたが、各地の中小企業の実産性の向上、付加価値の拡大に大きな成果をあげていることから、その活動の継続、および全国での設置に向けて、地方自治体が支援を行っていくことが重要となっています。

これまで地方自治体では、工業団地の造成や企業立地補助金などの企業支援策・企業誘致策に取り組んできましたが、ものづくり企業のOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして、あるいは従業員を現場のカイゼンリーダーとして養成し、中小企業での活躍を促す「カイゼンインストラクター養成スクール」の取り組みによって、地元ものづくり企業全体の「カイゼン力」を高めることは、生産拠点としての地域の魅力を高めることにつながります。「カイゼンインストラクター養成スクール」の実施組織は、ほとんどが都道府県の産業支援機構、中小企業振興公社といった組織であるため、こうした組織に積極的に働きかけていくことが重要です。

なお、スクールに関する詳細な情報は、「ものづくり改善ネットワーク」の「地域ものづくりスクール連絡会」のホームページで見ることができます。

資料17 各地のカイゼンインストラクター養成スクール

開催場所	名 称	実施組織
山形県米沢市	リーンマネジメント推進リーダー育成コース	山形大学アントレプレナーシップ教育研究センター
茨城県水戸市	いばらき生産性向上人材育成スクール	いばらき中小企業グローバル推進機構
群馬県前橋市他	群馬ものづくり改善・改革推進ナビゲーター養成塾	群馬県産業支援機構
東京都	東京都ものづくり生産性革新スクール	東京都中小企業振興公社
東京都杉並区	JPCAものづくりアカデミー	日本電子回路工業会
新潟県長岡市	NAZE学園	NPO法人長岡産業活性化協会NAZE
富山県富山市	富山市ものづくり改善インストラクター養成スクール	富山県中小企業団体中央会
福井県福井市	福井ものづくり改善インストラクタースクール	ふくい産業支援センター
長野県諏訪市	信州ものづくり革新スクール	NPO法人諏訪圏ものづくり推進機構
静岡県静岡市	静岡ものづくり生産性向上推進リーダー育成スクール	静岡県産業振興財団
愛知県幸田町	デジタル塾「初級」	幸田ものづくり研究センター
三重県四日市市	三重ものづくり改善インストラクター養成塾	三重県産業支援センター
滋賀県草津市	生産性向上支援インストラクター養成スクール	しが産業生産性向上経営改善センター
和歌山県 和歌山市	わかやま生産性向上スクール	わかやま産業振興財団
宮崎県延岡市	改善インストラクタースクール延岡	宮崎県工業会

(注)1. 開催場所は直近に開催された会場。

2. 資料出所：各組織ホームページより金属労協政策企画局で作成。

資料18 下請事業者における生産効率改善の取り組み（製造業）

①取り組み (％)

資本金	整理 整頓 清掃	機械に よる 自動化	作業ルー ルの策 定・改訂	歩留ま り改善	作業員の 作業動線 の見直し	仕掛品 在庫 削減	ラインや 部品配置 の見直し	日次・週 次での課 題の収集	行って いない	その他
計	52.0	37.7	34.8	29.9	23.9	23.0	19.2	16.9	17.1	2.3
1億円超～3億円以下	77.1	54.3	65.7	65.7	45.7	45.7	54.3	20.0	5.7	2.9
5千万円超～1億円以下	69.5	52.1	58.7	49.8	32.4	32.9	31.5	28.6	5.6	0.5
1千万円超～5千万円以下	60.1	46.0	41.7	36.9	23.0	27.2	22.5	22.2	10.1	1.6
1千万円以下	46.1	32.2	28.5	23.9	22.8	19.6	15.8	13.2	21.6	2.8

②外部専門家による指導 (％)

資本金	大手 企業の OB	中小 企業の OB	技術士	商工会 議所・商 工会の 指導員	その他公 的支援 機関の 指導員	指導は 受けて いない	その他
計	7.5	1.9	2.0	2.5	4.8	78.6	6.7
1億円超～3億円以下	15.6	6.3	0.0	0.0	6.3	65.6	21.9
5千万円超～1億円以下	13.7	1.0	3.0	0.5	5.1	69.0	11.2
1千万円超～5千万円以下	9.4	2.0	2.2	2.8	6.4	74.8	8.3
1千万円以下	5.5	1.9	1.8	2.8	4.0	82.2	4.9

資料出所：日本リサーチセンター「平成28年度発注方式等取引条件改善調査事業報告書」（中小企業庁委託調査）

## わかやま生産性向上スクール

※旧「和歌山ものづくり経営改善スクール」

### 第2期 受講生募集案内

開講予定  
2023年7月6日（木）

**現場のデジタル化に欠かせない**  
**データドリブン思考で現場の課題発見・分析・解決**  
**を考えられる人材を育成します**

- ✔ 猛烈なデジタル技術進化の中で、ロボットやITシステムの導入前に必須のステップをご存じでしょうか？
- ✔ 日本一生産性が高いと言われる某自動車会社の現場がアナログなカラクリを多用しているのは何故？
- ✔ 「ムダ・課題」という言葉は知っていても、自社のムダや課題、その原因をデータで把握できていますか？
- ✔ デジタルという言葉に煽られ、現場の真の経営目標ではなく、「デジタル化」が目的になっていませんか？
- ✔ 目についた課題を解決する「部分最適バッチワークデジタル化」が逆に全体効率化を妨げていませんか？

**経営目標に対して、それを実現する現場を全体俯瞰して、目標実現を阻害する課題をデータに基づき現状把握し、課題分析と、生産性向上の為の手段(デジタル/アナログ)や進捗指標管理と標準化を実現する基礎を学び、実習を通じて実践的人材を育成します。**

### 受講しやすく、社内展開しやすい内容になりました

- ★週に1日(木曜日)実施(8月17日は盆休み)だから、業務と両立しやすい。
- ★座学はオンライン配信もあり、後で復習もできる。(一部リアルのみの講義もあります)
- ★座学内容を実践する現場実習は、講師が徹底伴走指導！
- ★受講料は1社あたり20万円、1社5名まで受講可能で、修了後に社内チーム展開しやすい。

### 募集要項（昨年度とは少し異なります）

<b>受講期間</b>	・座学：令和5年7月6日～9月21日 10:00～17:30（11日間） ・現場実習：令和5年9月28日～11月30日（時間は実習先現場に準ずる）（9日間） ※別途、受講ガイダンス、現場実習報告会、修了式があります。
<b>場 所</b>	・座学：フォルテワジマ コ階（フュージョン・ミュージアム） 和歌山市本町二丁目1番 ※学習効率・理解深度を考慮すると、会場受講を基本にして下さい。 ※業務都合等でオンライン受講される場合は、パソコン、ネット環境他の整備が必要です。 ・現場実習：受講者・受講企業の資力を考慮して後日決定します。
<b>募集数</b>	・5社程度（ただし1社につき5名を上限とします） ※修了後の効果的な活動のため1社1名より、複数名受講をお薦めします。
<b>募集対象</b>	・一定以上の企業経験を経験した方、自主的、意欲的に業務に取り組みたい方。 ・パソコン（特にエクセル、パワーポイント）を多用しますので、基本的なパソコン操作が可能な方。 ・少なくとも受講期間中、エクセル、パワーポイントがインストールされたパソコンを用意できる企業。 ※難しい場合、一応ご相談ください。
<b>受講料</b>	・1社につき、200,000円（税込）（1社につき5名まで受講可能） ※例外的なご事情により開講期間途中で受講中断されても返金いたしません。
<b>募集締切</b>	・令和5年6月23日（金曜日） ※申し込み方法は裏面参照
<b>修了基準</b>	・出席率が割合に満たない、また現場実習終了後の自社活動期間の活動が著しく乏しい場合、修了認定を行わない事があります。
<b>その他</b>	※修了後も修了生組織「和産会」にて、改善活動への継続支援、企業間交流、県外企業見学会などのフォローアップを実施します。 ※本スクールでは保険加入しておりません。スクール受講中の事故等については一切責任を負いません。



資料出所：わかやま産業振興財団

<自治体・労働局・地方議員への要請項目>

②ものづくりマイスターの活用拡大

「ものづくりマイスター」による高校以上の学校での活動実績（受講者のべ人数）は全国で31,573人（2022年度）となっているが、他の地方自治体に比べて、実績が少ないと判断される場合は、活動拡大を促すこと。

なかでも工業高校・中小企業などにおける「実技指導」をとくに重視し、その拡大を図ること。

..... 背景説明 .....

「ものづくりマイスター」の活動実績を見ると、2022年度で受講者のべ人数が77,326人、うち工業高校生などに対する実技指導が31,573人となっており、前年度の84,000人から半減以下の実績にとどまっています。また、都道府県別に工業高校などに対する実技指導の受講者のべ人数を見ると、群馬県が1,378人となっているのに対し、岩手県では13人に止まるなど違いが大きい状況にあります。他の自治体に比べて実績が少ないと判断される場合には、委託を受けている地元の職業能力開発協会に対して活動の拡大を促していく必要があります。

資料20 工業高校生などに対するものづくりマイスターの実技指導（2022年度）

都道府県	実技指導数								
北海道	881	埼玉	998	静岡	1,429	鳥取	37	佐賀	376
青森	294	千葉	1,144	愛知	1,223	島根	343	長崎	369
岩手	14	東京	1,239	岐阜	861	岡山	332	熊本	1,125
宮城	727	神奈川	580	三重	574	広島	619	大分	172
秋田	150	山梨	408	滋賀	407	山口	1,195	宮崎	246
山形	250	新潟	923	京都	231	徳島	729	鹿児島	495
福島	420	長野	1,009	大阪	709	香川	662	沖縄	474
茨城	1,324	富山	389	兵庫	829	愛媛	416	全国	31,573
栃木	886	石川	861	奈良	242	高知	245		
群馬	1,378	福井	883	和歌山	1,432	福岡	1,043		

(注)1. 実技指導数は、「高校以上の学校」に対する実技指導の受講者のべ人数。  
2. 資料出所：厚生労働省

<自治体・地方議員への要請項目>

③中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援

工業高校や工業高等専門学校に設置されている専攻科なども活用し、中小企業で働く若者が積極的に技能五輪全国大会、技能五輪国際大会に挑戦できるよう、支援体制を拡充すること。

技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な助成を行っていくこと。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 背景説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

技能五輪の国内大会である技能五輪全国大会の参加者数を都道府県ごとに見ると、188人の愛知県から、参加者0人の青森県まで、地域差が大きい状況にあります。都道府県には当然それぞれの特色がありますが、そうした地域差を超えた取り組みの格差があるように思われます。ものづくり産業を中心とする「強固な地方」「強固な現場」を構築するため、とりわけ中小企業に働く若者が技能五輪全国大会、技能五輪国際大会に積極的に挑戦できるよう、技能五輪参加者に対してはもちろん、育成の段階から、支援を拡充していく必要があります。

技能五輪の開催地となった地域では、開催年に限り助成金が設定されることが多いですが、栃木県では、「技能五輪・アビリンピック選手育成強化事業助成金」を設けています。こうした支援が開催地に関わらず全国で、恒久的に実施されることが重要です。

資料21 第61回技能五輪全国大会参加者数（2023年11月）

都道府県	参加者	都道府県	参加者	都道府県	参加者	都道府県	参加者
全国計	1,010	千葉県	17	三重県	5	徳島県	3
北海道	16	東京都	50	滋賀県	11	香川県	8
青森県	-	神奈川県	58	京都府	9	愛媛県	10
岩手県	16	新潟県	23	大阪府	43	高知県	1
宮城県	15	富山県	9	兵庫県	24	福岡県	21
秋田県	10	石川県	8	奈良県	7	佐賀県	4
山形県	28	福井県	4	和歌山県	2	長崎県	13
福島県	8	山梨県	7	鳥取県	3	熊本県	9
茨城県	63	長野県	45	島根県	6	大分県	5
栃木県	49	岐阜県	18	岡山県	16	宮崎県	12
群馬県	23	静岡県	28	広島県	42	鹿児島県	9
埼玉県	27	愛知県	188	山口県	20	沖縄県	17

資料出所：中央職業能力開発協会

## 資料22 栃木県「技能五輪・アビリンピック選手育成強化事業助成金」(抜粋)

### 1. 趣旨

栃木県職業能力開発協会では、技能五輪全国大会及び全国アビリンピックへの参加を目指し、選手の育成・強化を図る県内企業等を支援するため、技能向上訓練を行う際に要する経費に対して助成金を交付します。

### 2. 助成対象者

原則として、県内に事業所等を有する企業、学校、公共職業能力開発施設、認定職業訓練施設、競技職種等関係団体、社会福祉法人等が対象となります。

### 3. 助成対象事業

助成対象者が、雇用する労働者又は生徒等を、令和5(2023)年度に開催される技能五輪全国大会及び全国アビリンピックに選手として参加させるために実施する技能向上訓練が対象となります。

#### (1) 助成対象経費

- ア 訓練指導を行う外部講師に支払う謝金・旅費
- イ 訓練用材料・消耗品等の購入費
- ウ 会場・訓練用器工具等の借料費
- エ 外部講習会等への参加費
- オ その他訓練の実施に必要であると認めた経費

#### (2) 育成選手の年齢要件

- 技能五輪全国大会：大会開催年に23歳以下の者
- 全国アビリンピック：大会開催年の4月1日現在で15歳以上の者（助成金額）

### 4. 助成金額

一団体等あたり30万円を上限とする。

資料出所：栃木県ホームページ

<自治体・地方議員への要請項目>

④産業雇用安定センターとの関係強化

カーボンニュートラルの実現、DXの全面的な展開に向け、公正な移行が図られるよう、地方自治体と産業雇用安定センターとの関係強化を図ること。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 背景説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

産業雇用安定センターは、「失業なき労働移動」を支援する専門機関として、厚生労働省、経済・産業団体や連合などとの密接なつながりをもとに、本部と全国47都道府県の地方事務所の連携による全国的なネットワークにより、再就職・出向の支援事業に取り組んでいます。コロナ禍においては、地域独自の取り組みとして、産業雇用安定センターと地方自治体や労使団体との連携を強化し、在籍型出向を活用したマッチングに取り組んでおり、雇用の維持に役割を果たしています。

足元では、雇用調整を目的として出向支援に加え、キャリア・ステップアップ型出向や人材育成・交流型出向についても出向支援の幅を拡大しており、2022年12月に創設された産業雇用安定助成金「スキルアップ支援コース」においては、産業雇用安定センターが無料でマッチングを支援しています。

また、2024年1月に連合福岡と産業雇用安定センター福岡事務所の間で「就業確保と人材確保に関する連携協力」に関する協定を締結されるなど、各地域で公正な移行への取り組みが展開されています。

資料23 連合福岡との就業確保と人材確保に関する連携協定締結

1. 連携協定の目的

雇用環境が大きく変化する中で、連合福岡が掲げるビジョン「働くことを軸とする安心社会の実現」に向けて、相互に連携を図ることにより、労働者に継続的な就業機会を提供するとともに、企業に労働力供給で貢献し、持続的な地域経済の発展に資することを目的とする。

2. 連携協定の内容

(1) 連合福岡は、構成組織を通じてその企業に対して、産業雇用安定センターの「出向・再就職支援サービス」について周知する。また、産業雇用安定センターは、構成組織とその企業からの要請に基づき「出向・再就職支援サービス」の説明を行う。

(2) 連合福岡とその構成組織並びに産業雇用安定センターは、就業確保と人材確保に係る情報交換を行う。

<情報交換内容>

就業確保：雇用契約期間の満了後も再就職を希望する方の情報（定年、継続雇用終了、有期雇用契約期間満了により離職する場合）企業が倒産・事業再編等を行う際に、労使協議を経て、再就職を希望することになった方の情報

人材確保：求人（受入）情報

(3) 産業雇用安定センターは、連合福岡とその構成組織からの就業確保と人材確保に関する情報に基づき、その企業に対して必要に応じて、出向・再就職に係る支援、または人材確保に係る支援を行う。また連合福岡とその構成組織は必要により、この支援に協力する。

(4) 産業雇用安定センターは、連合福岡並びに構成組織とその企業からの要請に基づき、説明会やセミナーを実施する。

資料出所：産業雇用安定センター

<自治体・地方議員への要請項目>

⑤海外事業展開を図る地元企業に対する中核的労働基準の周知徹底

海外事業展開を図ろうとする地元企業に対し、

- ・海外での中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除、安全で健康的な労働環境）遵守の重要性
- ・海外事業拠点や取引先なども対象に含めて人権デュー・ディリジェンスの必要性

について周知徹底すること。

県内企業の海外活動を支援するために地方自治体が設置している海外事務所に関し、新冷戦にともなうバリューチェーンの再構築に対応するため、とくに東南アジア・南アジアにおける体制強化を図ること。

地方自治体がタイ、インドネシアに海外事務所を設置している場合には、金属労協（JCM）が現地で年1回開催している「建設的労使関係構築に向けた労使ワークショップ」への駐在員の参加を検討すること。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 背景説明 .....

グローバル経済下にあつて、日本企業の海外拠点における労使紛争が頻発している状況にあります。とりわけ憂慮されるのは、すべてのILO加盟国において遵守が求められている5つの中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除、安全で健康的な労働環境）、なかでも結社の自由・団体交渉権への抵触に関する労使紛争です。

金属労協が加盟するGUF（国際産業別労働組合組織）インダストリアル・グローバルユニオンなどを通じて、海外の労働組合から金属労協に対し、解決への協力を求められる労使紛争としては、

- ・労働組合の組織化や労働組合活動の妨害、具体的には、業務上の怠慢や能力不足を名目にした、あるいは些細な規律違反を理由とした組合リーダーの解雇や配置転換、労働組合の団体交渉要件を満たすための認証選挙への会社側の介入。
- ・ストを指導した組合役員や、参加した組合員の解雇。
- ・会社側が団体交渉や労使協議に応じない。会社の経営状況などについて、労働組合に情報を提供しない。

などが典型的な事例と言えます。明確な各国国内法違反、人権侵害という事例も増えてきていますが、一方で、ILOの基本条約に明らかに抵触するものの、国内法違反とは言い切れない、あるいは、合法の体裁を整えている場合も多く、「国内法に違反しなければよい」という意識が、国内法よりも優先すべき国際法違反の行為を放置することにつながっています。

これらの労使紛争は、海外現地法人の日本人出向者や現地の経営者、マネージャーの中核的労働基準への理解・認識の不足や、労使対話の欠如から生じていることから、金属労協では、海外拠点における建設的な労使関係構築に向けて、日本国内およびタイ、インドネシアで労使参加のセミナー、ワークショップを開催しており、「タイ労使ワークショップ」は、在タイ日本国大使館の後援の下に開催しています。自治体がタイ、インドネシアに海外事務所を設置して

いる場合には、現地のワークショップに自治体の現地事務所の駐在員に参加を促し、中核的労働基準の重要性を海外現地法人に広めていくことが重要です。

資料24 金属労協の開催している労使ワークショップの例



**参加無料**

タイで事業を展開する日系企業における建設的労使関係の構築に向け、これまで8回にわたり、労使参加のもとでのワークショップを開催してきました。2024年は下記の要領にて開催いたします。皆さまのご参加をお待ちしております。

**Program**

**日時** 2024年 6月19日 (水)

- ・午前の部 9:00~12:00 (11:00~14:00)
- ・午後の部 13:30~18:00 (15:30~20:00)
- ※ タイ時間 (カッコ内日本時間)

**場所** タイ・バンコク市内  
REMBRANDT HOTEL & SUITES  
BANGKOK  
138 Sukhumvit Soi 18,  
Khlong Toei, Bangkok 10110

**労働組合ワークショップ (AM)**

- ・組織化の重要性など (Web配信対象外)
- ※ 12時より昼食をご用意しております
- ※ 会社側の方もご参加可能です

**労使ワークショップ (PM)**

- ・建設的労使関係構築に向けた意見交換
- ・タイ労働者、経営者、労組による講演
- ・労使それぞれの立場から見たタイの労使関係の課題と今後の展望
- ・フロアとの意見交換
- ※ 日タイ語同時通訳付。

**参加登録はコチラ!**

- Zoom参加を希望の方: **参加登録** (QRコード) ※ 配信は午後のみ
- 現地会場参加を希望の方: **参加登録** (QRコード) Google Forms
- JCMと現地同行を希望の方: **参加登録** (QRコード) 以下までお問い合わせください。

**JCM**

お問い合わせ  
担当: 重原 尚志/中西  
Mail: shihara@jcmetal.jp  
nakanishi@jcmetal.jp

全日本金属労働組合協議会 (JCM)  
〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-15-10  
五洲ビル4F

<自治体・地方議員への要請項目>

⑥「脱炭素先行地域」選定に向けた政策パッケージの整備と産業界との連携強化

地方自治体内の多くの地域が「脱炭素先行地域」に選定されるよう、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」などの支援措置の活用促進を図りつつ、自治体としても、必要な政策パッケージの整備を行っていくこと。住宅街や農山村などばかりでなく、商業地域、工業団地などについても「脱炭素先行地域」選定が促進されるよう、産業界との連携強化を図ること。

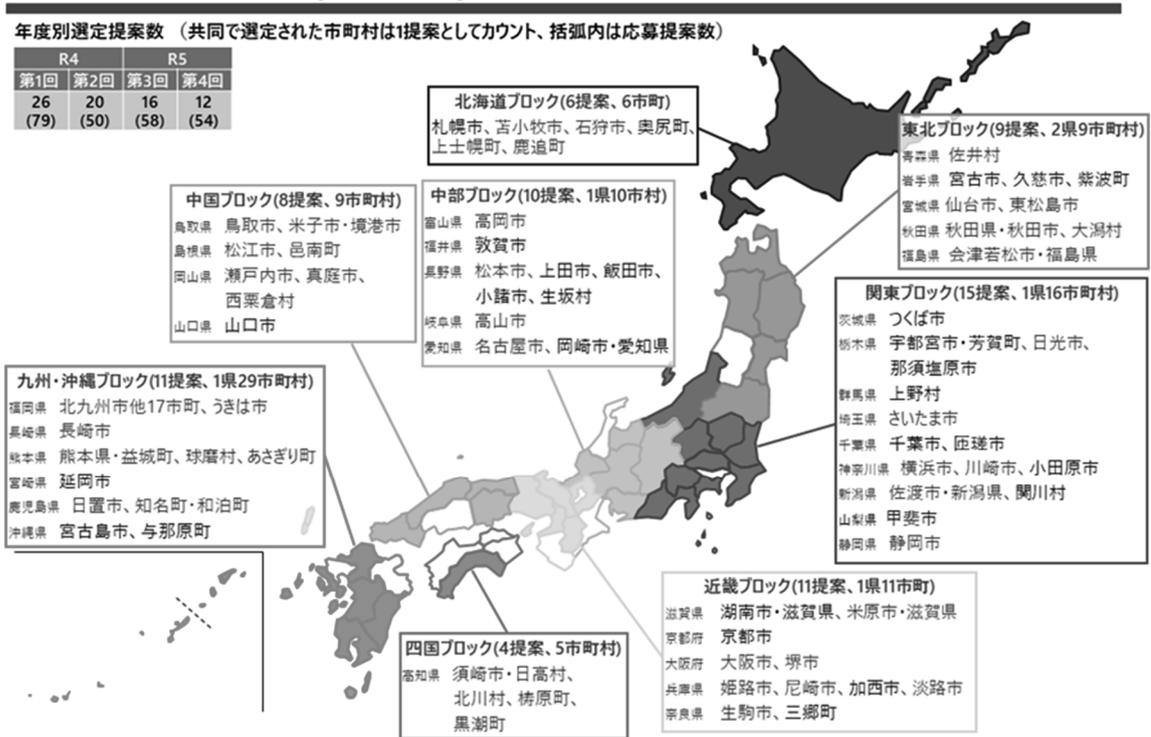
..... 背景説明 .....

脱炭素先行地域とは、2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域で、「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとなります。

「地域脱炭素ロードマップ」では、地方自治体や地元企業・金融機関が中心となり、環境省を中心に国も積極的に支援しながら、少なくとも100か所の脱炭素先行地域で、2025年度までに、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ、2030年度までに実行し、これにより、農山漁村、離島、都市部の街区など多様な地域において、地域課題を同時解決し、住民の暮らしの質の向上を実現しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示すこととしています。

資料25 脱炭素先行地域の取組状況

脱炭素先行地域(74提案)



資料出所：環境省「脱炭素地域づくり支援サイト」

### (3) 工業高校をはじめとする専門高校教育の強化

#### <自治体・地方議員への要請項目>

##### ①産業教育設備予算の確保

専門高校に対する各都道府県の「産業教育設備予算」、とりわけ実験実習設備の購入費（新規・更新）や修繕費を大幅に拡充すること。

工具や実習材料の予算も拡大を図ること。

地方自治体、専門高校と工作機械メーカーなど民間企業とが連携し、民間企業が産業教育設備や修理サービスを提供する仕組みを構築すること。その際の設備の運搬・設置費用は地方自治体が補助すること。

#### 背景説明

公立専門高校に対する産業教育設備費補助については、三位一体改革により2005年度に一般財源化されたため、都道府県立専門高校の設備整備は都道府県の予算で行うことになっています。工業高校の重要性はますます高まってくるものと思われませんが、一方で、その実験実習設備は老朽化が指摘されており、予算の制約により、更新や修繕が困難な状況にあります。工業高校の見学、教職員との情報交換・意見交換、都道府県の産業教育設備予算の確認などを行った上で、必要な予算の拡充を要請していくことが重要です。

奈良県では、工作機械メーカーと「連携と協力に関する包括協定」を締結しており、県内工業高校に対し、同時5軸加工機などの最先端マシニングセンターの無償貸与および各種機材の提供、最先端機器担当指導職員への指導、実習・課題研究、技能検定講習などへの講師派遣を受けており、三重県でも同様の協定が締結されています。こうした取り組みがほかでも広がることを望まれますが、工作機械の運搬・設置費用は高額になり、学校での負担が難しいこともあるため、その費用については、地方自治体による補助を検討することも重要です。

資料26 都道府県における産業教育設備関係の予算・決算の状況

(万円)

都道府県	事業名	金額	時点
青森	産業教育設備整備費	12,648	2024予算
山形	県立高等学校産振設備整備費	11,058	2024予算
栃木	産業教育設備の整備	3,188	2023予算
群馬	産業教育設備	21,803	2022決算
埼玉	高等学校産業教育設備整備事業	9,528	2024予算
神奈川	職業教育設備整備事業費	999	2023予算
新潟	県立学校の設備整備のうち産業教育設備	11,840	2023予算
静岡	産業教育設備費	2,400	2022予算
愛知	産業教育設備整備費	10,158	2023予算
岐阜	産業教育振興設備整備費	16,598	2024予算
滋賀	産業教育設備整備費	2,902	2024予算
大阪	産業教育用コンピュータ整備事業	8,447	
	ものづくり・夢づくり整備事業費	524	2024予算
	産業教育設備整備費	588	2024予算
鳥取	実業教育充実事業費	1,771	2024予算
	教育実習設備整備費	1,503	2024予算
島根	産業教育設備整備事業	28,668	2022予算
徳島	産業教育設備整備事業費	17,172	2024予算
高知	産業教育等設備整備費	5,110	2023予算
長崎	産業教育設備整備事業	4,799	2023予算
熊本	高等学校産業教育設備整備費	16,007	2024予算

- (注)1. ICT関係の取り扱いをはじめ、事業の中身が都道府県ごとに異なる可能性があり、単純な比較はできない。  
 2. 予算は原則として当初であるが、補正後のデータも一部含まれる。  
 3. 資料出所：各都道府県ホームページより金属労協政策企画局で作成。

## <自治体・学校・地方議員への要請項目>

### ②専攻科の拡充

専門高校において、従来の専門教科の教育レベルを維持しつつ、ICT関連教科の拡充に対応するため、専攻科の設置を促すこと。

すでに設置済みの場合は、DXに対応するものづくり人材の育成強化を図るとともに、社会人のリカレント教育などについても活用していくこと。

ICT企業、工作機械メーカーなどに協力を求め、設備や教育内容の充実を図ること。

### 背景説明

高等学校には、卒業生もしくはそれと同等以上の学力を有する者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的として、専攻科が設けられている場合があります。修業年限は1年以上ですが、実際には2年のものが多いと言われています。一定の要件を満たした専攻科の卒業生は、大学に編入することができ、また科目履修により大学で単位を取得した場合には、学士の学位を取得することができます。2022年度の「学校基本調査」によると、普通科単独校以外の高校2,241に対し、専攻科のある学校は135に止まっており、国家試験受験資格の関係で、看護科、水産科が多い状況にあります。DXの進展の下、工学系の技術・技能者についても、ICT系のリテラシーが不可欠となっていることから、工業高校についても積極的に専攻科を設置し、リカレント教育にも活用していくことが有効と考えられます。

## 資料27 三重県立高等学校専攻科設置について（協議のまとめ）抜粋

平成28年3月 三重県立高等学校専攻科設置検討委員会

### 1 はじめに

本県は、県内総生産が名目で約7兆7千億円、そのうち約35%が製造業である（平成25年度）など、ものづくりの盛んな地域です。特に北勢地域には、半導体・自動車・電機・機械・食品など様々な企業が集積しており、付加価値の高い部材・素材を提供する企業群とそれを使って先進的な製品を生産する企業群がリンクした高度な産業構造が形成され、本県の産業全体を牽引している状況です。

しかし、一方では、技術革新、情報化の進展等により、産業社会における技術の高度化・複合化、経済活動のグローバル化が急速に進展する中で、先進的な製品を生産するための幅広い技術・技能を有し、中堅技術者としての指導力を備え、生産現場において牽引役となる優秀なエンジニアの不足が課題となっています。

このような中、平成26年11月、四日市市長と三重県知事との対談の中で、同市長から工業専攻科の設置が提案されました。

そこで、三重県教育委員会が、工業専攻科の設置について平成26年12月に北勢地域の工業高校に通学する2年生とその保護者を対象にアンケート調査を行ったところ、生徒の約30%、保護者の約26%にニーズのあることがわかりました。

また、平成27年6月には、学校教育法の一部が改正され、これまで認められていなかった高等学校専攻科修了者の大学への編入学が、平成28年度から認められることになりました。

これらの状況を踏まえて、一層高度なものづくり教育を行う専攻科の設置について検討を行うため、平成27年9月に企業関係者や有識者等で組織する三重県立高等学校専攻科設置検討委員会（以下「検討委員会」という。）が設置されました。

検討委員会では、専攻科の設置について高校生の進路選択の幅の拡大、自己実現に向けた環境整備に加え、本県の成長産業の振興や地域活性化の観点からも協議を行い、専攻科の設置に向けて「三重県立高等学校専攻科設置について（協議のまとめ）」を提言として取りまとめました。

### 3 提言

#### (1) 専攻科設置の必要性について

- 平成27年度の県内の高等学校工業学科の募集定員は1,720人、高等専門学校の工業に関する学科の募集定員は440人となっています。県内の短期大学には工業に関する学科は設置されておらず、大学については三重大学にのみ工学部が設置されており、募集定員は400人とどまっています。
- 工業学科で学ぶ高校生の全県立高校生に対する比率は12%台で推移しており、そのうち全日制課程の生徒の約7割が機械系学科と電気系学科で基礎的な技術・技能の習得に取り組んでいます。卒業後の進路選択については、約8割が卒業後すぐに就職しており、そのうち約7割は製造業に就いています。
- 進学者のうち、三重大学工学部への進学者は例年ごく少数で、工学部への進学希望者の多くは県外の大学等へ進学しています。
- 県教育委員会が北勢地域の工業高校に通学する2年生とその保護者を対象に工業専攻科の設置についてアンケート調査を実施したところ、現行制度のままでも進学したいと回答した生徒が約7%、就職時の待遇が短期大学と同等であれば専攻科で学びたいと回答した生徒が約23%であったことや、三重県に工業専攻科があれば子どもを進学させたいと回答した保護者が約26%であったことなどを踏まえると、工業高校の生徒の進路選択の幅を拡大するとともに、県内で自己実現を図ることのできる教育環境を整える必要があると考えます。
- 専攻科の設置は、技術革新、情報化の進展等による産業社会における技術の高度化・複合化、経済活動のグローバル化が進展する中で、本県における先進的な製品を生産するための幅広い技術・技能を有する中堅技術者の養成・確保につながります。

以上の理由から、県内に工業専攻科を早急に設置する必要があると考えます。

## 2. 労働組合としての活動

### (1) ものづくりを中心とした地域経済発展の基盤づくり

#### ①奨学金返還支援制度などの拡充に向けた企業などへの働きかけ

地元産業界や企業に対し、地方自治体が設置している奨学金返還支援のための基金への寄付（出捐）の実施・増額を働きかける。

#### 背景説明

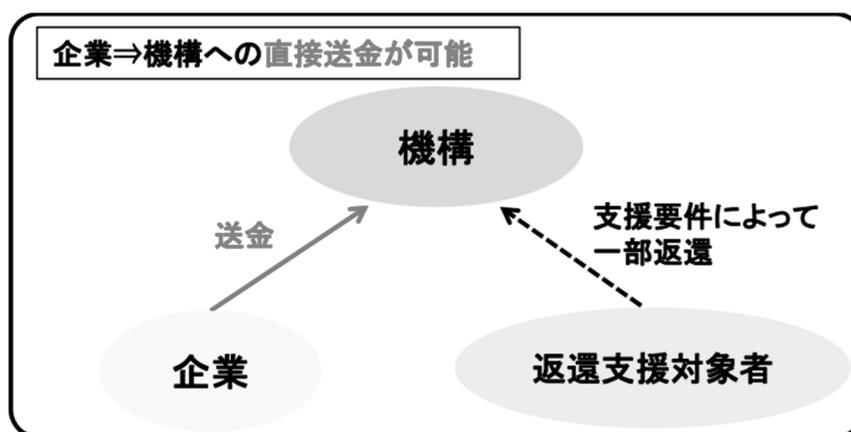
2021年4月、社員の奨学金返還額を企業から日本学生支援機構に直接送金する「奨学金返還支援(代理返還)」制度が創設されました。この制度を利用することで、

- ・返還金に係る所得税は非課税になり得る。
- ・給与として損金算入でき、かつ「賃上げ促進税制」の対象になり得る。
- ・返還金は原則として標準報酬月額に含めないため、社会保険料を減らせる可能性がある。

といったメリットがあります。また、企業名を日本学生支援機構のホームページに掲載することも可能となっており、人材の確保・定着に効果が期待できる制度となっています。

2023年12月末時点で、全国で1,463社が制度を利用、3,560人に支援が行われており、人材獲得競争が激化する中、取り組みが拡大しています。九州電力は、2025年4月の新卒の技術系新入社員を対象に、月1万5,000円を上限に、最長7年間で合計126万円を支援する制度の導入を発表しています。

資料28 企業の奨学金返還支援（代理返還）制度



資料出所：独立行政法人日本学生支援機構

## ②公正取引委員会地方事務所との意見交換

地方連合会と金属労協地方ブロック、都道府県別組織が連携し、全国に8つある公正取引委員会地方事務所（関東甲信越は本局）と懇談の機会を設け、地域における優越的地位の濫用、不適切な取引の実態、エネルギーや原材料価格の転嫁状況などに関して意見交換を行う。

### 背景説明

政府は、2021年12月、エネルギーや原材料価格が上昇する中、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」をとりまとめ、価格転嫁の取り組みを強化しており、一定の前進は図られているものの、価格転嫁は不十分なものととどまっています。2023年9月の価格交渉促進月間フォローアップ調査でコスト上昇分のうち価格転嫁ができた割合を見ると、「全く転嫁できなかった」、「コストが増加したのに減額された」割合の合計は、減少傾向にあるものの20.7%となっており、引き続き取り組みを強化し、適正な価格転嫁を当然とする世論形成を図っていく必要があります。

労働組合として、取引の実態、エネルギーや原材料価格の転嫁状況などに関して当局と意見交換し、取り組みの一層の強化を求めていくことが重要です。

公正取引委員会の地方事務所は、全国8カ所となっています（関東甲信越は本局）。

資料29 公正取引委員会地方事務所



資料出所：公正取引委員会

### ③災害対応における生活再建最優先の徹底、および地方自治体と協力した住民支援

災害時に関する企業のBCP（事業継続計画）において、従業員の生活再建を最優先にするとともに、あらかじめ企業が地方自治体と協力協定を締結するなどにより、企業が円滑に従業員による被災住民支援を行っていくことができるよう、地元産業界・企業に対し働きかけを行う。

#### 背景説明

政府の示している「事業継続ガイドライン」では、平常時・被災後における企業と地方自治体との連携に関する「地域防災協定」などを推奨しています。

コロナ禍を機に、感染症を対象とした事業継続計画（BCP）の整備・見直しの機運が高まっています。厚生労働省は、2020年12月に「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」をまとめています。感染症は、影響の範囲が広く、主として人に対して影響するなど、地震や台風とは異なる対応が必要になります。政府のガイドラインなども参考に、必要に応じて事業継続計画の整備・見直しを進めることが重要です。

#### 資料30 内閣府「事業継続ガイドライン」抜粋（2023年3月）

##### 4.3 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要である。<sup>69</sup>重要な顧客や従業員の多くは地域の人々である場合も多く、また、復旧には、資材や機械の搬入や工事の騒音・振動など、周辺地域の理解・協力を得なければ実施できない事柄も多いためである。

したがって、まず、地元地域社会を大切にす意識を持ち、地域との共生に配慮することが重要である。地域社会に迷惑をかけないため、平常時から、火災・延焼の防止、薬液噴出・漏洩防止などの安全対策を実施し、災害発生時には、これらの問題の発生有無、建造物が敷地外に倒壊する危険性の有無などを確認することが必要である。危険がその周辺に及ぶ可能性のある場合、住民に対して、危険周知や避難要請、行政当局への連絡など、連携した対応をとるべきである。さらに、各企業・組織が自己の利益のみを優先し、交通渋滞の発生、物資の買占めなど、地域の復旧を妨げる事態につながることは避けるべきである。

また、企業・組織は、地域を構成する一員として、地域への積極的な貢献が望まれる。地元の地方公共団体との協定<sup>70</sup>をはじめ、平常時から地域の様々な主体との密な連携が推奨される。<sup>71</sup>さらに、被災後において、企業・組織が応急対応要員以外の従業員に当面の自宅待機を要請すると、自宅周辺の人命救助、災害時要援護者の支援などに貢献する機会を作ることにもなり、都市中心部の場合には、混雑要因の緩和にもつながる。<sup>72</sup>

社会貢献としても、従業員個人の自主的なボランティア活動を促進させる上で、企業・組織におけるボランティア休暇制度の普及が期待される。<sup>73</sup>

なお、地元地域の側においては、企業・組織が地域貢献を行うことと、当該企業・組織が事業継続のために代替拠点へ移転することは切り離し、その経営判断に理解を進めることも望まれる。地元拠点のある企業・組織が、BCP発動により別拠点でも生き残ってこそ、地域に戻ることも可能となり、また、それが地域の復興にもつながると考えられる。

##### <脚注>

69 現地復旧の場合に限らず、代替拠点に移動する場合においても、将来戻る可能性を考慮し、経営判断によって地域との関係を維持向上する戦略を考えるべきである。

70 協定の内容は、水・食料の提供、避難所の提供、復旧作業への協力、機器の修理、物資の運送、技術者の派遣など、多様なものが想定される。

71 自治会やNPOに対して、集会場所・展示物を提供したり、講師の派遣やセミナーを共催すること等も考えられる。

72 特に大都市圏では、従業員に無理な出勤指示を出すと、救援活動の交通への支障、水や食糧の不足、トイレやゴミの対応の困難などが予想される。

73 企業の社会貢献の例として、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

資料出所：内閣府

## (2) 地域におけるものづくり産業の具体的強化策

### ①ものづくり教室の開催

地方連合会金属部門連絡会など金属の都道府県別組織を中心に、組合員・OBの参画を募り、小学生などを対象とする「ものづくり教室」を開催する。プログラミングなども含めた工作についても、検討する。

#### ..... 背景説明 .....

ひところ若者の理工系離れが指摘されていましたが、地方自治体や専門家が開催する工作教室、実験教室は活況を呈しており、ものづくりや科学に対する子どもたちの興味が薄れているわけではないことがわかります。ものづくりの魅力を子どもたちに伝えるために、金属労協が2003年に開始した小学生などを対象とする「ものづくり教室」は、いまやほとんどの都道府県の金属の労働組合で毎年開催されるところとなっています。一般的に、自治体などが開催するものづくり教室は、木工などが多く、金属を使用したもの、機械の組み立てなどは多くないことから、金属の労働組合の地方組織を中心とした「ものづくり教室」を継続的に展開していくことが重要です。また、小学校は2020年度からプログラミング教育が必修化されており、労働組合が主催する「ものづくり教室」においても、プログラミングなどの要素を取り入れることも考えられます。

資料 31 2023 年度ものづくり教室の実施状況（2022 年 9 月～2023 年 8 月）

都道府県	開催日	参加者		作成物
		こども	保護者	
北海道	2023年7月9日	9名	9名	モーターカー工作（四輪）
岩手	2023年7月29日	6名	5名	モーターカー工作（四輪）
秋田	2023年7月22日	9名	9名	燃料電池ミニバギー製作
宮城	2023年8月5日	8組・21名		モーターカー工作（四輪）
山形	2023年8月5日	13名	9名	モーターカー工作（二輪・四輪）
福島	2023年4月29日	80名	120名	モーター自動車工作（四輪）
群馬	2023年7月29日	うち23名	18家族 45名	モーターカー工作（二輪）
栃木	2023年8月26日	46組		モーターカー工作（四輪）
茨城	2023年7月30日	17組・		
埼玉	2022年10月30日	57組・154名		モーターカー工作
東京	2023年8月18日	15名	8名	モーターカー工作
山梨	2023年7月29日	19名		モーターカー工作（二輪）
神奈川	2022年10月15日	親子85名		モーターカー工作
石川	2023年7月23日	49名	50名	モータートラック工作・オリジナルペーパークラフト
福井	2023年4月30日	50家族		ソーラーカー工作
	2023年10月14日	30家族		ストローハウスづくり教室
新潟	2023年7月29日	10組		モーターカー工作
長野	2023年 7月～8月	親子49組		メカクリッパー（エレキット）
富山	2023年8月6日	49組、90名		モーターカー工作（低学年）、デジタル時計（高学年）
岐阜	2023年7月29日	24名	26名	モーターカー工作（四輪） AR体験シートでモーターカー走行
静岡	2022年10月22日	52組、122名		木工モーター二輪工作
三重	2023年7月29日	28名	27名	モーターカー工作（二輪）
京都	2023年8月5日	10名	12名	コマ
奈良	2023年8月5日	20組		電波時計
滋賀	2023年8月18日	38名	28名	木製キット
大阪	2023年2月25日	13名	16名	モーターカー工作（四輪）
兵庫	2023年8月6日			CDと磁石でモーターを作ろう
和歌山	2023年7月30日			プログラミング教室
広島	2023年4月29日	45名・35家族		ソーラーバッタ
岡山	2023年7月1日	60組		ソーラーバッタ、モーターカー工作
鳥取	2023年8月20日	18名	23名	ペーパーグライダー工作、滞空時間コンテスト
島根	2023年8月11日	21名	19名	モーターカー工作（四輪・二輪）、ペーパークラフトカー
香川	2023年4月30日	9名		ぷるぷる・テントウムシ（振動移動タイプ）
福岡	2023年8月24日	11名	7名	モーターカー工作（四輪・二輪）
佐賀	2023年4月29日	25名	19名	モーターカー工作（四輪・二輪）
長崎	2023年7月24日	25名	18名	モーターカー工作（四輪）
大分	2023年8月7日	49名		
宮崎	2023年4月27日			
鹿児島	2023年4月29日	60名		モーターカー工作（四輪）、ソーラーバッタ、ペーパークラフト

資料出所：金属労協政策企画局まとめ

### (3) 工業高校をはじめとする専門高校教育の強化

#### ①工業高校の見学

地元の工業高校を見学し、教職員と情報交換・意見交換を行う。

労働組合として地元の工業高校を見学する際、支援する地方議会議員などに同行を求める。

なお、都道府県に連合加盟の高等学校教職員組合がない場合には、支援する地方議会議員などに協力を求める。

#### ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 背景説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

労働組合として工業高校を視察し、教職員、教育委員会の工業部会、生徒会代表者などと意見交換をすることは、地方自治体への要請活動に迫力をもたせるために重要な取り組みです。また、支援する地方議会議員などと同様、課題を共有することも重要です。なお、都道府県に連合加盟の高等学校教職員組合があれば、組合を通じて見学を依頼することができますが、ない場合には支援する地方議会議員などに協力を求めることも考えられます。

②教育委員会の工業部会、工業高校の進路指導の先生、生徒会代表者などとの意見交換の実施…補強

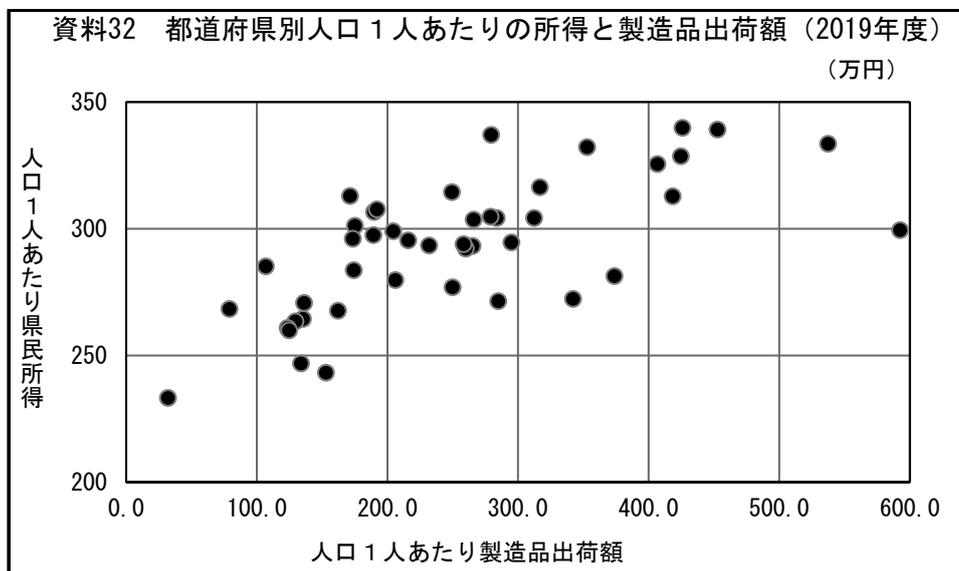
教育委員会で工業高校を担当している工業部会など、専門高校に関する課題認識を共有できる組織と情報交換・意見交換を行う。

工業高校の進路指導の先生、生徒会代表者との意見交換を実施し、高技能長期能力蓄積型であるものづくり産業の魅力や生徒への直接アプローチを図る。

..... 背景説明 .....

製造業について、全雇用者に占める割合は 16.8%（2023年）、実質GDPに占める割合は 21.8%（2022年）となっていますが、GDPに占める製造業の割合が2割を超えるのは、先進国ではドイツと日本のみであり、経済において重要な役割を果たしています。また、都道府県別に人口1人あたりの所得と製造品出荷額の間を見ると、県民人口に対して製造品出荷額が大きい、製造業が盛んである地域ほど県民所得水準が高くなっており、各地域で良質な雇用の創出に寄与しています。

しかしながら、学校ごとの在学者数について、2023年度の学校基本調査によると、高等学校は291.9万人で前年度より3.8万人減少しており、ものづくりの現場で活躍する高卒就職者の確保はますます難しくなっています。こうした中、学校の進路指導の先生や直接生徒にものづくり産業の魅力を発信し、人材の確保を図っていくことが重要です。



(注) 1. 上記に東京都は含まれない。  
2. 資料出所：内閣府「県民経済計算」、総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」より金属労協で作成。

#### (4) 特定最低賃金の取り組み強化

##### ①組織内における特定最低賃金の意義・役割・重要性の共有化および、知事・都道府県議会議員など組織外への働きかけの強化

金属労協の策定しているリーフレットなども活用し、都道府県知事や都道府県議会議員に対し、特定最低賃金の意義・重要性について、浸透を図るとともに、その維持・強化に向けた具体的なサポートを促す。

国政選挙や都道府県知事選挙、都道府県議会選挙の候補者と政策協定を締結する場合には、特定最低賃金の維持・強化に対する支持を盛り込んでいく。

特定最低賃金の新設・金額改正の申出や審議の際、都道府県庁記者クラブなどにおいて記者会見・記者説明会を行い、特定最低賃金に対する宣伝活動を強化する。

特定最低賃金に直接携わる者だけでなく、広く組織内全体で、特定最低賃金の意義、特定最低賃金制度における企業内最低賃金協定の重要性などに関し共有化を図る。

##### ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 背景説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

特定最低賃金の制度、およびその新設・金額改正の仕組みは複雑なため、ともすれば組織内外の理解が進んでいないことが考えられます。

特定最低賃金の金額改正や新設には各組合が春季生活闘争で企業内最低賃金協定の締結拡大と水準の引き上げに取り組むことが不可欠であり、労働組合全体で制度への理解を深めていく必要があります。組織内に対しては、金属労協のホームページに掲載しているリーフレットなどを活用し、理解促進を図っていきます。

また、特定最低賃金の審議にあたる委員が制度を十分に理解していないことによって、審議が難航することもあり、社会全体に理解を広げていくことが必要です。最低賃金に対する関心の高まりにより、地域別最低賃金に関する報道は増えていますが、特定最低賃金に関する報道は一部にとどまっています。都道府県知事、都道府県議会議員、地元報道関係者などに対しては、あらゆる機会を活用して特定最低賃金の重要性を共有し、一体的に取り組むことが重要です。

なお、特定最低賃金は、地域別最低賃金を上回る水準で設定できなければ、効力を失うこととなります。特定最低賃金の廃止を意図する中央の経営者団体は、地域別最低賃金が大幅に引き上げられている中で、特定最低賃金の引き上げの抑制を図り、無効となる特定最低賃金を増加させることによって廃止へのステップとすべく、地方への圧力を強めてきました。しかしながら、特定最低賃金はあくまでも「当該産業労使」のイニシアティブにより設定されるものであり、実際に2023年度時点でも金属産業関係で全国約130件の特定最低賃金が役割を果たしています。引き続き「当該産業労使」の合意形成により金額改正や新設が行われるよう、特定最低賃金の意義・役割の浸透を図っていくことが重要です。

### 2023年度の地域別最低賃金と 金属産業の特定最低賃金の現状

※雇用形態の下は、地域別最低賃金。※雇用形態の上は、特定最低賃金。金額(円)は、地域別最低賃金が適用されている。色分けは、地域別最低賃金のランク区分、Aランク：赤、Bランク：青、Cランク：黄

地域	最低賃金(円)	特定最低賃金(円)
北海道	1,280	1,005
青森県	960	960
岩手県	960	960
宮城県	960	960
秋田県	960	960
山形県	960	960
福島県	960	960
茨城県	960	960
栃木県	960	960
群馬県	960	960
埼玉県	960	960
千葉県	960	960
東京都	960	960
神奈川県	960	960
新潟県	960	960
富山県	960	960
石川県	960	960
福井県	960	960
山梨県	960	960
長野県	960	960
岐阜県	960	960
静岡県	960	960
愛知県	960	960
三重県	960	960
滋賀県	960	960
京都府	960	960
大阪府	960	960
兵庫県	960	960
奈良県	960	960
和歌山県	960	960
徳島県	960	960
香川県	960	960
愛媛県	960	960
高知県	960	960
福岡県	960	960
佐賀県	960	960
大分県	960	960
熊本県	960	960
鹿児島県	960	960
沖縄県	960	960

## 2024年度版 金属産業の労働の価値にふさわしい 企業内最低賃金と特定最低賃金を!

**特定最低賃金は、産業の魅力と持続可能性を高める制度**

●最低賃金制度は、最低賃金に基づき賃金の最低限度を定め、会社はその最低賃金以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。  
●都道府県ごとに決定され、すべての働く者に適用される「地域別最低賃金」と、特定の業種や職種に適用される「特定最低賃金」があります。  
●「特定最低賃金」は、産業の労働が、地域別最低賃金を上回る最低賃金が必要であると認められた場合に設定されています。  
●特定最低賃金を引き上げるためには、企業内最低賃金協定の締結拡大と水準の引き上げが不可欠です。

金属産業は、付加価値に合わせた人件費水準を確保している

金属産業の労働の価値にふさわしい水準に特定最低賃金を引き上げる

産業の魅力高め、人材を確保することで、産業の競争力を高める、という好循環サイクルの構築をめざす

資料出所：内閣府「国民経済計算」より業種別で平均

項目	地域別最低賃金	法定最低賃金	特定最低賃金	企業内最低賃金
業種・役割	業法で定められた労働で文化的な最低賃金の生活を営む権利を保障するための社会的な仕組み	賃金協定の締結と業法の公正な市場競争を確保し、産業の魅力と持続可能性を高めるための仕組み	労働協約の締結による業法方式や協定による業法方式等には、企業内最低賃金を前記の補填などが必要として求められる	企業内の賃金の最低額を保障することで、従業員の安心・安定を確保する
決定方式	行政の判断による業法方式	労働協約の締結による業法方式	協定による業法方式	会社と労働組合が締結
決定条件	決定を義務づけ	労働が必要と認められる場合に設定	労働協約	労働協約
決定単位	経済活動単位	労働者ごと(経済活動単位)	労働者ごと	労働者ごと
適用対象者	全ての労働者 国籍、雇用形態、勤務先を問わず適用される。派遣労働者は、派遣先の業法の最低賃金が適用される。	協約締結の労働者 正職のうち、1日働かず、65歳以上、転居等労働者を除く。	協約締結の労働者 正職のうち、1日働かず、65歳以上、転居等労働者を除く。	企業内 組合員以外、全従業員を含む。労働協約締結企業、会社により異なる。
罰金	業法方式により、上限1年50万円	労働協約方式の賃金の全額支払い違反となり、上限1年30万円	労働協約方式の賃金の全額支払い違反となり、上限1年30万円	

●罰金の1件は、支払額ごとおよび労働者ごと

### 企業内最低賃金協定の引き上げが、特定最低賃金を通じて、 同じ産業で働く仲間の賃金の底上げにつながっている

#### 企業内最低賃金協定

**企業内における役割**

- 組合員の安心・安定を確保
- 賃金の最低賃金に上り、特定最低賃金を確保し、生活の安心・安定を確保する。
- 企業内における賃金制度の底上げを支える。
- 入口賃金を引き上げることで、企業の魅力が高まる。
- 同一業種・労働者同一賃金を基本とした均等・均等待遇の實現に寄与する。

#### 特定最低賃金における役割

**同じ産業で働く仲間の賃金の底上げ**

- 企業内最低賃金協定が適用される人数が、特定最低賃金の新設や金額改正を行うための条件である「合意労働者数」とみなされる。
- 同じ産業で働く仲間の賃金の底上げにつながる。
- 企業内最低賃金協定のうち最も低い金額が、特定最低賃金の上限額になることに注意。

**特定最低賃金の決定の流れと企業内最低賃金協定の役割**

2~6月

専任生活調査員

企業内最低賃金協定締結、労組協議決議、労組代表者、個人署名

6~7月

申出

要件を満たして、労組が都道府県労働局に手続きを行う

7~8月

必要性審議

地方最低賃金審議会(公労使)

8~10月

金額審議

産協などの専門部会(公労使)

11~12月

発効

企業内最低賃金協定は、金額改正・新設の重要な要件  
金額改正では適用労働者数の概ね3分の1以上の人数分の企業内最低賃金協定が必要

10月に地域別最低賃金改定

企業内最低賃金協定は、金額審議の重要な参考資料  
企業内最低賃金協定の最も低い金額が特定最低賃金の上限額になる

改定後の地域別最低賃金を相当程度上回る企業内最低賃金協定が必要

地域別最低賃金 < 特定最低賃金 ≤ 企業内最低賃金協定(月額+所定労働時間)

### 金属産業の「労働の価値」に ふさわしい最低賃金をめざす

金属労協の企業内最低賃金の目標

■最低到達目標 早期実現をめざす  
**月額177,000円(時間あたり1,100円)**

■中期目標 最低到達目標を達成した組合がめざす  
**月額193,000円以上(時間あたり1,200円以上)**

(金属労協の月所定労働時間の平均161時間を換算)

企業内最低賃金協定と高卒初任給の乖離が拡大している

大手企業の企業内最低賃金協定と高卒初任給の乖離が拡大している

注：大手企業の企業内最低賃金協定は、企業内最低賃金協定の平均(1,567協定)。

注：大手企業の企業内最低賃金協定は、企業内最低賃金協定の平均(1,567協定)。

地域別最低賃金の見直しと月額換算(全国加盟平均)				地域別最低賃金の見直しと月額換算(東京都)			
年度	2023年度	2024年度	2025年度	年度	2023年度	2024年度	2025年度
月額換算	1,004	1,047	1,090	月額換算	1,113	1,154	1,195
引上げ率	43	43	43	引上げ率	41	41	41
161H/月	161,644	168,567	175,490	161H/月	179,193	185,794	192,395

注：2023年度は、24年度、25年度は、23年度と前年引上げ率(%)を比較。注：2023年度は、2024年度に引上げ率(%)を比較。

161H/月＝金属労協の月所定労働時間の平均

(5) 外国人材の人権の確保、適正な賃金・労働諸条件の確保

①外国人材の生命の安全と人権の保障、適正な賃金・労働諸条件と良好な職場環境・生活環境の確保に向けた労働組合としての働きかけ

労働組合として、定期的に地方出入国在留管理局・支局の受入れ環境調整担当官、外国人技能実習機構地方事務所・支所との情報交換・意見交換を行っていく。外国人技能実習生、特定技能外国人の死亡・失踪、監理団体や登録支援機関、受け入れ企業による不正行為の状況、賃金・労働諸条件、職場環境・生活環境などを確認する。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 背景説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

2023年10月末の厚生労働省「外国人雇用状況」によれば、外国人労働者数は前年比12.4%増の2,048,675人となり、届出が義務化された2007年以降、過去最高となりました。このうち、技能実習生は412,501人で前年比20.2%増、留学生は前年比36.3%増と大幅に増加しています。

資料34 外国人雇用状況（2023年10月末）

都道府県	全在留資格計		うち技能実習		うち留学		都道府県	全在留資格計		うち技能実習		うち留学	
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比		前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	
全国計	2,048,675	12.4	412,501	20.2	352,581	36.3	三重	33,753	7.9	9,959	14.8	1,818	48.0
北海道	35,439	27.4	15,532	24.0	3,170	40.1	滋賀	24,791	7.3	5,268	21.6	1,218	98.4
青森	5,584	28.7	2,913	23.6	272	49.5	京都	28,506	22.8	5,795	22.0	6,157	60.9
岩手	7,082	23.2	3,341	21.8	543	11.0	大阪	146,384	17.5	24,227	17.4	37,689	46.0
宮城	16,586	12.2	4,875	25.9	5,142	11.8	兵庫	57,375	12.3	13,125	17.7	14,042	32.4
秋田	3,161	26.5	1,501	32.6	281	56.1	奈良	8,447	19.4	2,995	22.3	1,024	19.1
山形	5,743	24.8	2,623	33.6	240	51.9	和歌山	4,682	22.7	1,857	24.9	265	40.2
福島	11,987	20.7	4,408	27.5	1,278	39.4	鳥取	3,526	14.8	1,698	15.2	373	28.6
茨城	54,875	13.4	17,411	17.0	4,266	43.4	島根	4,978	7.9	1,850	19.4	441	24.9
栃木	32,728	9.7	8,563	20.0	2,394	45.4	岡山	24,052	11.6	9,521	18.9	4,521	23.9
群馬	50,324	11.6	11,315	18.2	4,952	51.4	広島	44,093	13.9	17,204	20.8	6,440	11.6
埼玉	103,515	11.4	19,053	23.9	20,602	58.9	山口	10,931	19.3	4,223	29.5	1,546	20.7
千葉	78,854	14.1	16,215	20.8	13,806	63.0	徳島	5,656	11.7	2,918	10.7	482	18.7
東京	542,992	8.6	27,065	23.5	132,779	29.9	香川	12,302	19.7	5,691	16.5	676	20.5
神奈川	119,466	12.7	16,557	25.5	15,809	73.6	愛媛	12,476	22.3	6,629	18.7	566	46.3
新潟	12,462	16.4	4,609	26.4	1,367	9.2	高知	4,510	19.2	2,377	12.5	306	38.5
富山	13,427	9.9	5,907	14.5	426	67.7	福岡	64,990	13.2	15,910	21.9	22,092	18.7
石川	13,068	14.1	5,162	21.4	1,671	11.3	佐賀	7,350	21.4	2,750	29.5	1,942	19.5
福井	11,101	5.1	4,645	20.6	622	33.5	長崎	8,663	24.6	3,258	25.7	1,544	22.4
山梨	11,227	7.6	2,567	21.0	789	19.0	熊本	18,226	25.5	9,489	20.9	1,045	45.7
長野	24,893	11.2	6,888	18.3	1,050	64.3	大分	9,982	19.1	4,524	23.3	1,804	15.1
岐阜	40,028	10.6	13,620	16.8	1,910	43.9	宮崎	7,021	25.0	4,202	27.4	476	25.3
静岡	74,859	10.3	14,437	16.5	5,933	46.3	鹿児島	12,015	21.4	6,264	20.0	621	47.9
愛知	210,159	11.4	38,887	16.2	23,263	42.5	沖縄	14,406	22.8	2,673	15.3	2,928	43.0

資料出所：厚生労働省

外国人技能実習制度について、国内外から強制労働という批判がある中で制度の見直しが検討され、人材の確保と育成を目的とする「育成就労制度」に見直すことで2024年の通常国会に関連法の改正案が提出される予定となっています。しかしながら、人権侵害の温床と指摘されてきた転籍の制限については、「2年を超えない範囲」で可能とされているなど、引き続き強制労働に陥りかねない制度となっています。

この30年間、日本の賃金水準が上がっていないことなどにより、外国人労働者にとって日本の魅力は大きく低下しています。外国人労働者が雇用されている企業の労働組合においては、外国人労働者の人権の保障、適正な賃金・労働諸条件、良好な職場環境・生活環境について確認していくことや、地方出入国在留管理局・支局の受入れ環境調整担当官、外国人技能実習機構地方事務所・支所と情報交換・意見交換を行っていくことが重要です。

## Ⅱ. 地方政策実現に向けた取り組みの進め方

「民間・ものづくり・金属」の立場からの政策を実現するためには、たとえば以下のような手順が想定され、金属の労働組合として、積極的な対応を図ります。

### 1. 地方連合会の政策への盛り込みに向けて

#### ①地方連合会事務局と協働した取り組み

- \*まずは、この「地方における産業政策課題2024」を地方連合会事務局に提出し、検討を依頼する。
- \*地方連合会事務局の金属部門担当者、政策担当者のみなさんを交えて、金属労協「地方における産業政策課題」の読み込みを行う。
- \*読み込みを通じて、
  - ・すでに自治体で十分に実現している政策
  - ・すでに地方連合会の政策に盛り込まれている政策を取り除く。
- \*残った政策について、地方連合会の政策・制度要求（素案）に盛り込む必要があるかどうか、盛り込むことが可能かどうか、検討する。
- \*すでに地方連合会の政策に盛り込まれている政策でも、背景説明が使える可能性があるので、チェックする。
- \*最初は大変なように思えるが、2回目以降は補強・新規の項目を中心にチェックする。

#### ②地方連合会政策議論の場における提案

- \*上記のような取り組みが困難な場合は、地方連合会の政策議論の場において、金属部門として、もしくは金属の労働組合の参加者が産別の代表として、積極的に発言し、地方連合会の政策への盛り込みを図る。

なお、金属労協「地方における産業政策課題」の中身は、必ずしも、金属以外の組合と意見が一致するとは限らない。地方政策に取り組む当初は、金属以外の組合との意見対立の少ないものづくり産業政策を中心に取り組み、こうした組合と政策に関する情報交換・意見交換を重ねたのち、必ずしも意見の一致しない課題についても、理解を得るよう取り組んでいくという方策もありうる。

## 2. 実現に向けたその他の行動

### ①学習会の開催

\* 金属労協地方ブロックや金属の都道府県別組織内で理解を深めるため、各地域において、「地方における産業政策課題2024」に関する学習会、あるいは最低賃金に関する学習会を開催する。学習会には、地方連合会事務局の金属部門担当者、政策担当者の方にも、参加を呼び掛ける。（添付『『最低賃金』と『地方政策』の学習会実施について』参照）

\* なお金属労協本部として、地方ブロックおよび都道府県別組織の新任の代表・事務局長を対象とした講習会の開催についても、別途検討していく。

### ②地方議員との連携、経営者団体などへの理解促進

\* 金属の都道府県別組織や産別地方組織が自治体の首長・担当部局、国の出先機関（労働局、経済産業局など）などと懇談する機会をとらえて、政策の考え方を伝える。

**金属の都道府県別組織または産別地方組織 → 自治体・国の出先機関**

\* 支援する地方議会議員を通じて、政策の実現を図る。この「地方における産業政策課題2024」を地方議会議員に配布する。金属の各産別地方組織と、各産別地方組織が支援する地方議会議員とが一堂に会する会議を開催し、「地方における産業政策課題2024」の政策実現に向けた行動を依頼する。

**金属の都道府県別組織または産別地方組織 → 地方議会議員 → 自治体**

\* 金属の都道府県別組織や産別地方組織が、地元の経営者団体、産業界の代表や報道関係者と懇談する機会をとらえて、政策の考え方を伝え、理解促進、問題意識の共有化を図る。

### 地方政策を要請する際のポイント

#### ①首長や担当部局、地方議会議員の「心を動かす」ことが重要

政策要請を行う場合、その中身により、次のような分類ができます。

- ①基本的な方向性に関する政策
- ②地方自治体がすでに進めようとしている政策
- ③具体的でかつ自治体として実施予定のない政策

①、②の政策であれば、前向きな見解を引き出すことは比較的容易です。しかしながら、③の政策を要請する場合、首長から100%否定的な見解が示されることは少ないものの、担当部局からは、さまざまな「できない理由」が示されるはずですが。

こうした場合、首長や担当部局、地方議会議員の「心を動かす」ことが決定的に重要となります。こうした人々に、「そうだったのか」「そのとおりだ」「それでいこう」と感じてもらえるよう、具体的なデータや写真を示し、現場の声を伝え、他の都道府県の実施状況と比較する、といったことが必要です。自治体が情報を持っていないようであれば、まずは調査からはじめるよう、求めていくことも有効です。

## ②「行政事業レビューシート」の活用が重要

国では、各府省が実施している約5,000の事業すべてについて、目的や事業概要、予算額・執行額、内訳、成果目標・成果実績、単位あたりコスト、政策評価、点検・改善結果、支出先などを記載した「行政事業レビューシート」を作成し、ホームページで公表しています。都道府県、市区町村でも、名称はさまざまですが、これに相当するシートを作成・公表している自治体、あるいは個別事業の予算の詳細な根拠を示した資料を公表している自治体は少なくありません。労働組合から要請しようとする政策に類似の政策がすでに存在するかどうか、その政策は効果をあげているかどうかをチェックするのにきわめて有効な仕組みです。

ただし、すべての事業ではなく、主要な事業についてだけ、シートの作成・公表を行っている自治体が多く、そうした場合には、シートが作成されていない事業の中に、無駄な事業、効果の少ない事業が含まれている可能性があります。自治体に対し、すべての事業に関し、網羅的なシートの作成を促し、これを活用して、既存事業の費用対効果などをチェックし、ライバル自治体、近隣自治体を含む他の自治体との比較を行っていくことがきわめて有効です。

## ③PDCAサイクルを機能させる

自治体に対する要請項目が、一回の要請活動で実現することはまずありません。担当部局として本来は賛成なのだが、財源の問題、あるいは労働組合とは立場や利害関係が異なる人々への配慮などから、否定的な公式見解を示さざるを得ない場合もあります。否定的な見解にひるむことなく、次の機会に備えることが重要です。首長や担当部局から示された見解を精査し、金属労協本部とも相談しながら、これを打ち破るためのロジックを組み立て、データを揃え、次の機会により強力な主張が展開できるようにしていきます。

## ④ねばり強い取り組みで政策実現を勝ち取る

「中小企業に対する支援を拡充せよ」「設備投資促進策を拡充せよ」などといった基本的な方向性に関する政策・制度要求については、自治体と労働組合の見解が異なっていることは少ないので、前向きな見解を引き出すことができるとは思いますが、具体的でかつ実施予定のない政策は、簡単に実現するものではありません。この「地方政策実現に向けた取り組みの進め方」を参考に、ねばり強い取り組みを進めていきます。

担当部局の反応とそれに対する対策

担当部局の反応	対 策
①似て非なる政策を指して、「類似の政策がすでにある」「その予算を増額した」と言われる場合。	政策要請に際しては、事前の情報収集が重要。「似て非なる政策」についても事前に検討し、なぜそれではだめなのか、要請する政策との違いは何か、を明確に説明できるようにしておく。
②財源がない、と言われる場合。	他の自治体、とくにライバル自治体、近隣自治体の状況や実施事例などを紹介できるようにしておく、「〇〇県に比べて、わが県は問題が深刻なのではないか」「〇〇県では実施しているのに、なぜわが県ではできないのか」といった主張が可能となり、担当部局からの反論が困難になる。
③こちらの知っている情報を長い時間かけて説明し、時間切れとなってしまう場合。	あらかじめ、こちらの知っている情報について担当部局に伝え、その部分に関しては、認識に誤りのない限り、説明不要であることを伝えておく。
④国が実施すべき政策である、と言われる場合。	「地方における政策・制度課題2024」に盛り込まれている政策課題に関しては、国の政策になり得るかどうかはともかく、少なくとも自治体で実施可能な政策である。他の自治体での実施事例などを紹介できるようにしておく、担当部局からの反論が困難になる。また、とくにライバル自治体、近隣自治体の事例は効果的。
⑤やりとりが堂々巡りになってしまう場合。何を言っても、同じ回答しか出てこなくなり、最後には沈黙してしまう場合。	担当部局からの反論の余地がなくなったということになる。この場合、たとえ担当部局としては賛成であったとしても、 ①財政当局の理解が得られない。 ②労働組合とは立場や利害関係の異なる人々に対する配慮により、政策として採用できない。 ことなどが考えられるので、首長や地方議会を説得することが不可欠となる。

